

海津市子ども・子育て支援事業計画

子どもの生きる力を育み
多様な子育てを支えるまち 海津



平成 27 年 3 月

海 津 市

はじめに

近年、我が国では急速に少子化が進行し本格的な人口減少社会を迎えました。このまま推移すれば、消滅する都市が全国で900近くも出るという衝撃的な報告書が国の調査会から出されました。本市もまた例外ではなく確実に人口減少の局面に入っており、背景には、ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化、若い世代の市外流出と市民の晩婚化・晩産化があり、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が少子化進行に拍車をかけていることがうかがわれます。



子どもは社会の希望、未来を作る力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

本市においては、平成17年度から次世代育成支援行動計画である「海津市子育て夢プラン」、平成22年度から「海津市子育て夢プランⅡ」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。しかしながら、依然として、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を目指すこととされました。このため、本市においても「次世代育成支援行動計画」を基にして、平成27年度から5か年を計画期間とした「海津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『子どもの生きる力を育み 多様な子育てを支えるまち 海津』を基本理念として、今後は、これに基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してまいります。

最後になりましたが、計画策定に当たり、終始熱心にご審議いただきました海津市子ども・子育て会議委員の皆様、実態意向調査やパブリック・コメント手続を通して貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成27年3月

海津市長 松永 清彦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけと期間	2
3	計画の策定体制	3
4	次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1	子ども人口の現状	7
2	教育・保育施設の現状	14
3	アンケートからみられる現状	20

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	31
2	基本的な視点	31
3	基本目標	32
4	計画の体系	34

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	地域における子育て家庭への支援	36
基本目標Ⅱ	子どもにとって良質な教育・保育の提供	44
基本目標Ⅲ	子どもの育ちを支える環境の整備	48
基本目標Ⅳ	仕事と子育ての両立の推進	51

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	教育・保育提供区域の設定	53
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	53
3	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び その実施時期	58
4	各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び その実施時期	62

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	75
2	国・県等との連携	75

資料編

1	策定経緯	76
2	海津市子ども・子育て会議条例	77
3	海津市子ども・子育て会議委員名簿	79
4	答申書	80
5	用語解説	81

1 計画策定の趣旨

急速な少子化の進展や保護者の就労環境の変化に伴い、乳幼児の保育、教育など、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。全国的にも、出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化が進展し、国立社会保障・人口問題研究所は、「現在の傾向が続けば、

50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割る」と推計しています。また、本市については2030年の人口が25,000人を割り、子どもを生む確率の高い20～40歳の若い女性の数も、現状から60%近く減少すると推計しています。



このような現状・課題に対応するためには、子育てをしやすい社会を構築する必要があり、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に定められました。この法律に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」のもとでは、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざすとされています。

この実現のため、子ども・子育て関連3法の一つ「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)において、都道府県、市区町村は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することを義務づけています。本市では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「海津市次世代育成支援行動計画」を踏まえながら、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とした「海津市子ども・子育て支援事業計画」(以下「計画」という。)を策定します。

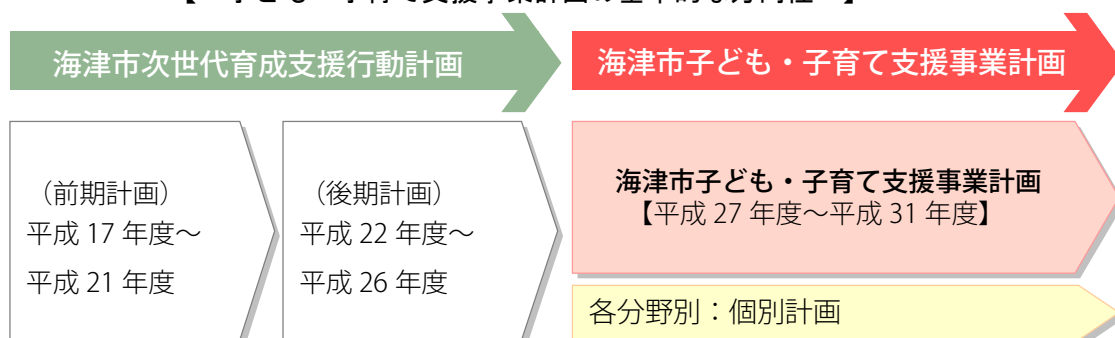
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく、市町村事業計画として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、海津市総合計画や海津市教育振興基本計画等の上位計画、関連計画との整合、連携を図ります。また、「次世代育成支援行動計画」の後継として位置づけます。

【 子ども・子育て支援事業計画の基本的な方向性 】



(2) 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
策定					

3 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握しました。その内容は以下のとおりです。

① 調査対象

海津市在住の就学前児童、就学児童から無作為抽出

② 調査期間・方法

平成 25 年 12 月 10 日から平成 25 年 12 月 24 日までの 15 日間

郵送による配布・回収

③ 回収状況

対象	配布数	有効回収数	回収率
就学前児童	1,196 通	627 通	52.4%
就学児童	1,441 通	775 通	53.8%

(2) 「海津市子ども・子育て会議」の開催

本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「海津市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリック・コメントの実施

平成 26 年 12 月 15 日（月）から平成 27 年 1 月 15 日（木）までの 1 月間、計画案を公表し意見を聴取するパブリック・コメント手続を実施しました。寄せられた意見はありませんでした。

4 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

（１）評価の方法

後期計画の評価にあたっては、後期計画に盛り込まれている事業の達成状況进行评估しました。

評価項目：A 目標値以上に達成できた。

B おおむね目標値を達成できた。

C 従前より事業は進んだが目標値を達成できなかった。

D 従前より事業が進んでいない。

（２）特定事業の評価

事業名	単位	計画従前値 平成 20 年度	計画目標値 平成 26 年度	実績値 平成 26 年度	事業別 目標達成率	評価
通常保育事業（4 月 1 日）	人数	924	779	916	118%	A
延長保育事業	箇所数	12	12	12	100%	A
休日保育事業	箇所数	0	0	0	0%	D
病児・病後児保育事業	箇所数	0	1	1	100%	A
放課後児童健全育成事業	箇所数	10	10	10	100%	A
一時保育（預かり）事業	箇所数	12	12	11	91%	C
地域子育て支援拠点事業	箇所数	10	10	10	100%	A
子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	箇所数	1	1	0	0%	D
ファミリー・サポート・ センター事業	箇所数	0	1	0	0%	D

（３）基本目標別の評価

〈基本目標〉 1. みんなで子育てするまち 【評価B】

子育てが母親の肩だけにかかることなく、家庭では家族みんなで子育てするまちを目指して、男女共同参画の促進及び赤ちゃんふれあい体験事業を実施し、老若男女を問わず社会全体で子育てする意識の向上につとめました。しかし、特定事業であるファミリーサポート事業は実施できませんでした。

・ 具体的取り組み事業

〔男女共同参画セミナー・フォーラム事業〕（市民活動推進課）

〔赤ちゃんふれあい体験事業〕（健康課）

〔ファミリーサポートセンター事業〕（こども課）

〈基本目標〉 2. 子育てと就労が両立できるまち 【評価B】

出産、子育てと就労が両立できるまちを目指し、きめ細かい保育サービスを実施しました。その結果、保育所待機児童もなく、親の保育の負担を軽減することができましたが、特定事業である休日保育事業及び子育て短期支援事業(ショートステイ事業)は実施できませんでした。

・ 具体的取り組み事業

- [通常保育事業] (こども課)
- [延長保育事業] (こども課)
- [低年齢児保育事業] (こども課)
- [休日保育事業] (こども課)
- [保育士の資質の向上] (こども課)
- [病児・病後児保育] (こども課)
- [一時預かり事業] (こども課)
- [子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)] (社会福祉課)
- [放課後児童健全育成事業 (留守家庭児童教室)] (こども課)

〈基本目標〉 3. 子育て家庭が支えられるまち 【評価A】

平成 23 年度に、子育て支援策や子育てに関する施設等を総合的に紹介するガイドブックを作成し全戸配布を行うなど子育てに関する情報提供、子育て中の親子交流の機会を提供し、子育てに関する不安や悩みの解消を図りました。また、子どもを安心して生み、健やかに育てることができるよう、保健サービスの提供にもつとめました。

・ 具体的取り組み事業

- [子育てガイドブックの作成] (こども課)
- [地域子育て支援センター運営事業] (こども課)
- [保健師訪問指導事業] (健康課)
- [こんにちは赤ちゃん事業] (健康課)
- [母親学級・離乳食学級・食生活改善推進員による地区活動] (健康課)
- [ベビママ教室・1歳児教室・2歳児教室] (健康課)
- [発達支援センターの設置、運営事業] (社会福祉課)

〈基本目標〉 4. 生きる力が育まれるまち 【評価B】

平成 23 年 4 月より高須認定こども園、今尾認定こども園、石津認定こども園を開設して幼保一体化を実現するなど、就学前教育や保育の充実を図りました。また、生涯学習を充実し、郷土への誇りと人を思いやるやさしさをもち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちの育成の充実を図りました。また、子ども議会などを行い子どもたちの意見が積極的にとり入れられるまちづくりにつとめました。

・ 具体的取り組み事業

- [幼保一体化（認定こども園）の推進]（こども課）
- [中学校の適正配置]（教育総務課）
- [食育の推進]（こども課・健康課）
- [教員の資質の向上]（学校教育課）
- [キャリア教育の推進]（学校教育課）
- [にこにこ子育て支援事業]（社会教育課）
- [児童虐待防止ネットワークの運営体制]（社会福祉課）
- [子どもまちづくり講座事業]（市民活動推進課）
- [子ども議会事業]（市民活動推進課）

〈基本目標〉 5. 子どもがのびのび育つ海津市 【評価B】

各園において交通安全教室を毎年開催するなど子どもたちが、事故や事件にまきこまれることなく、恵まれた自然の中で一生懸命遊び、のびのび育つことができるよう必要な事業を実施しました。

・ 具体的取り組み事業

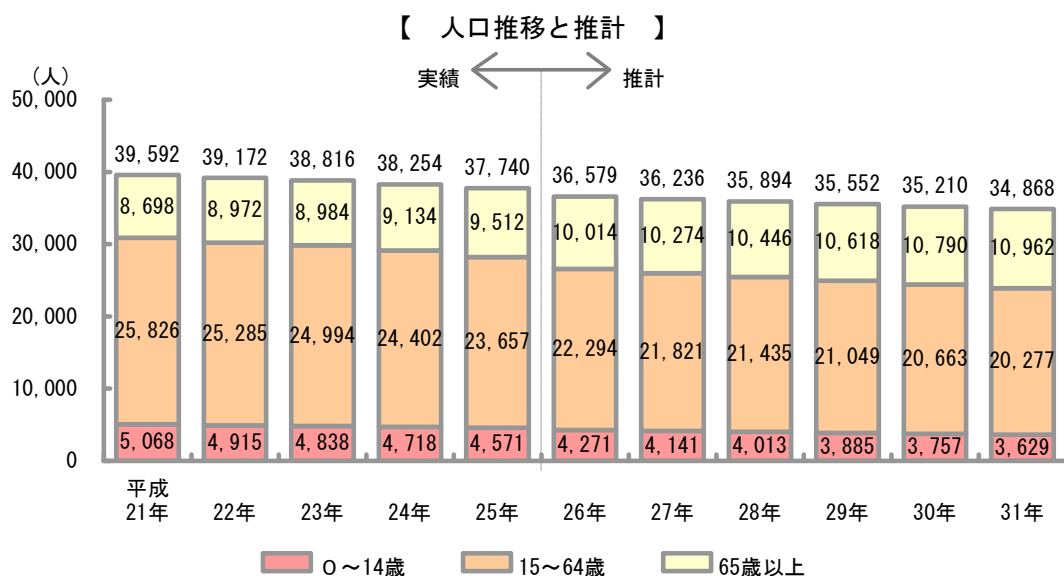
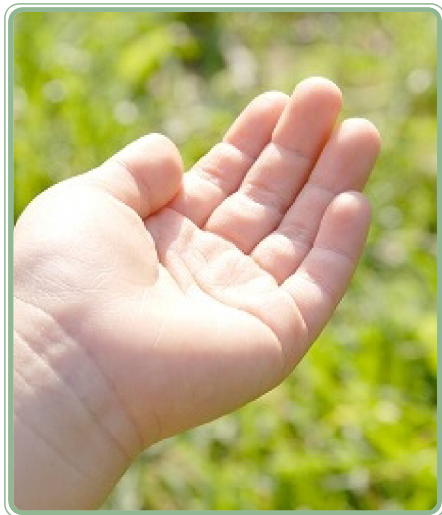
- [交通安全対策の推進]（こども課）
- [保育所耐震補強工事]（こども課）
- [見守り隊・スクールボランティア]（学校教育課）
- [いじめ防止対策委員会]（学校教育課 教育研究所）
- [サイクリングマップ作成事業]（市民活動推進課）

1 子ども人口の現状

(1) 人口推移と推計

本市の総人口は、年々減少し、平成25年4月1日現在で37,740人となっています。

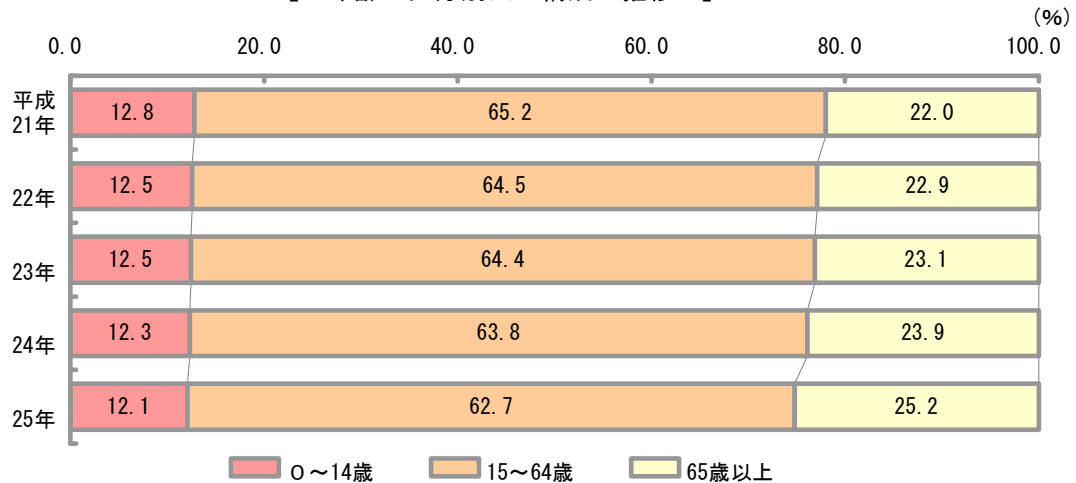
また、年齢3区分別人口構成をみると、65歳以上は、年々増加していますが、0～14歳はやや減少しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人を含む）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

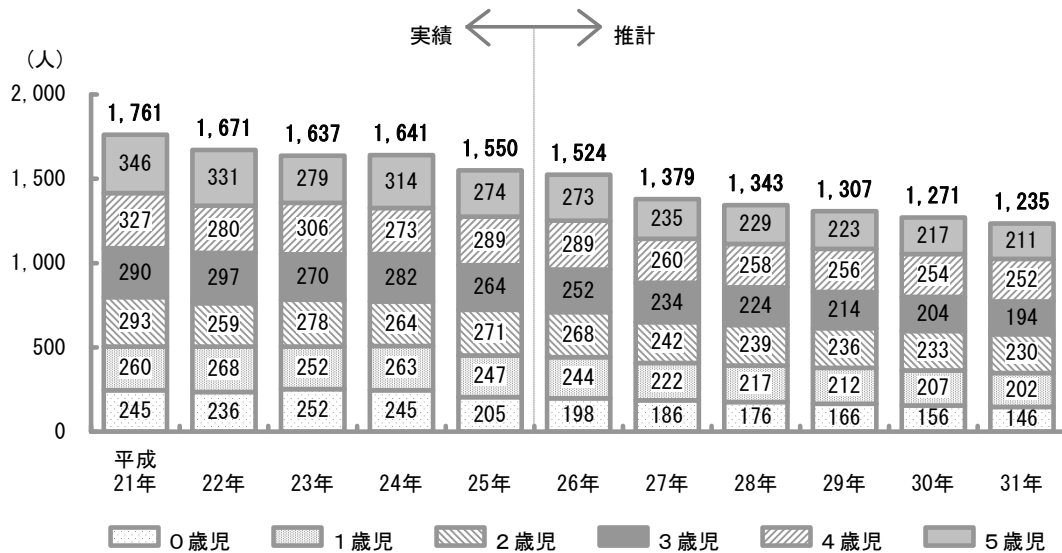


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人を含む）

（2）子どもの人口の推移と推計

本市の子どもの人口は減少傾向がみられ、平成25年4月1日現在で1,550人となっています。平成26年以降の子どもの推計人口についても減少しており、平成31年で1,235人と推測されます。

【 子どもの人口の推移と推計 】



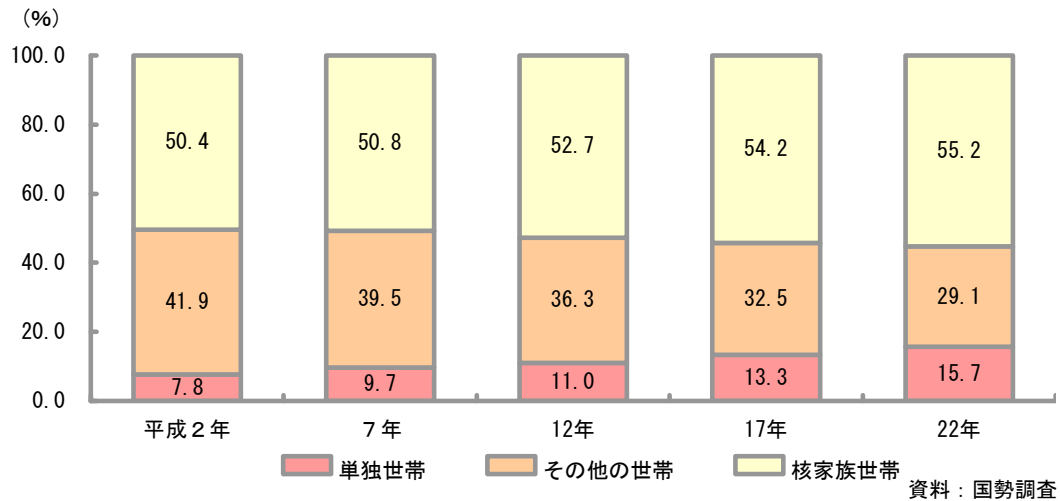
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人を含む）

※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(3) 世帯構成の推移

本市の世帯構成は、核家族世帯の占める割合が年々増加し、平成 22 年で 55.2%となっています。単独世帯の占める割合も、年々増加しており、平成 22 年で 15.7%となっています。

【 世帯構成の推移 】

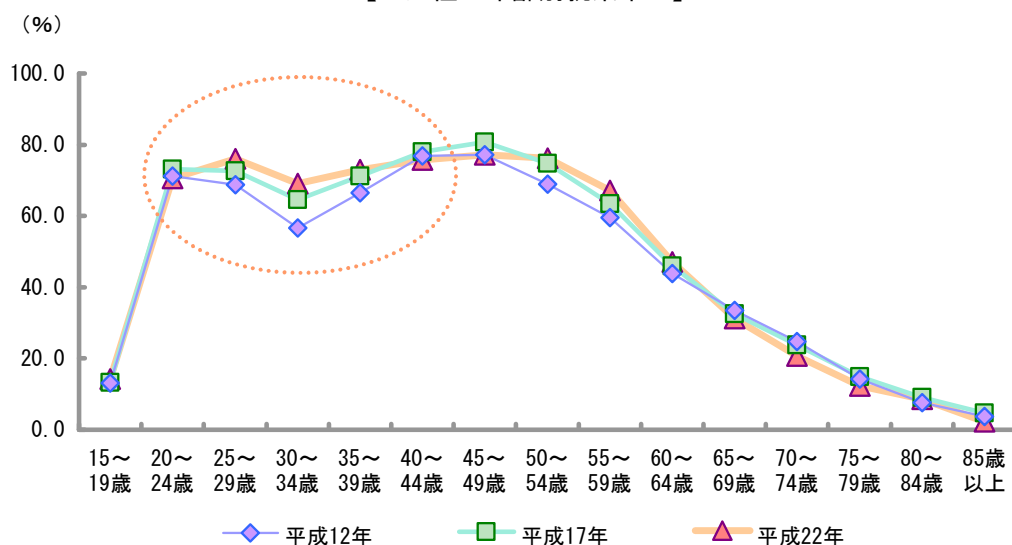


(4) 女性の労働状況

本市の女性の年齢別就業率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというM字カーブを描いています。しかし、平成22年は平成12年と比べ30～34歳の労働力率が12.4ポイント上昇しており、落ち込みは年々緩やかになっています。

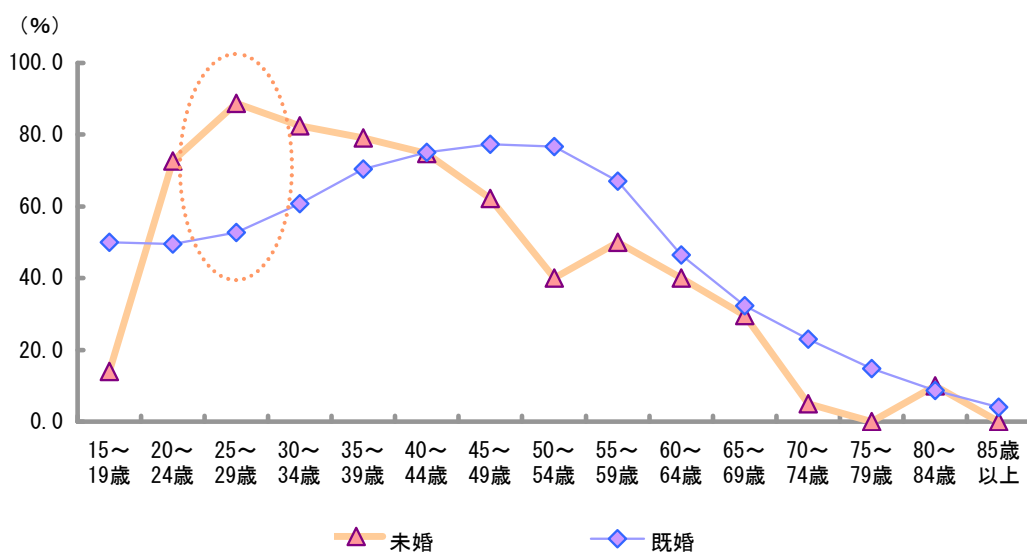
女性の未婚・既婚別就業率は、20歳から39歳にかけて既婚に比べ、未婚の方が高くなっており、特に25～29歳で36.1ポイントもの差となっています。

【 女性の年齢別就業率 】



資料：国勢調査

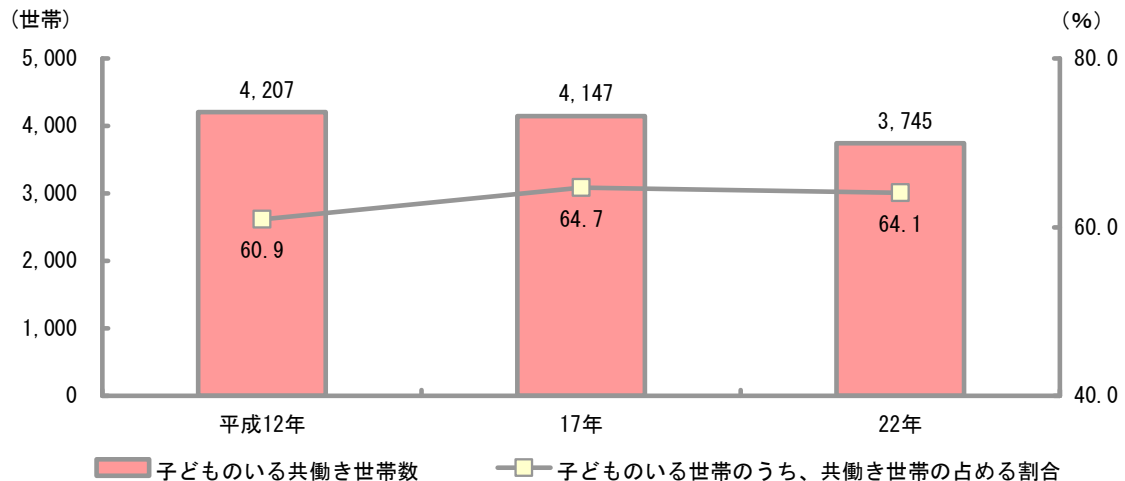
【 女性の未婚・既婚別就業率（平成22年） 】



資料：国勢調査

本市の子どものいる共働き世帯数は減少傾向にあり、平成 22 年で 3,745 世帯となっています。しかし、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は増加傾向がみられ、平成 22 年で 64.1%となっています。

【 子どものいる共働き世帯の推移 】

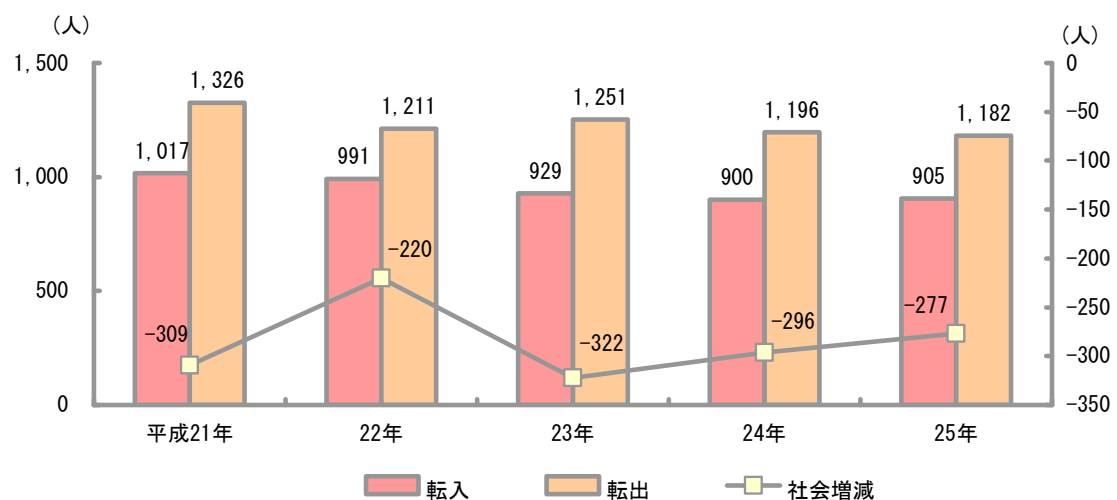


資料：国勢調査

(5) 社会動態状況

本市の社会動態は、人口減少と相まって転入・転出ともに減少傾向がみられます。また、転入・転出の差である社会増減は、平成 21 年以降転出超過がみられ、平成 25 年で 277 人の転出超過となっています。

【 社会動態の推移 】

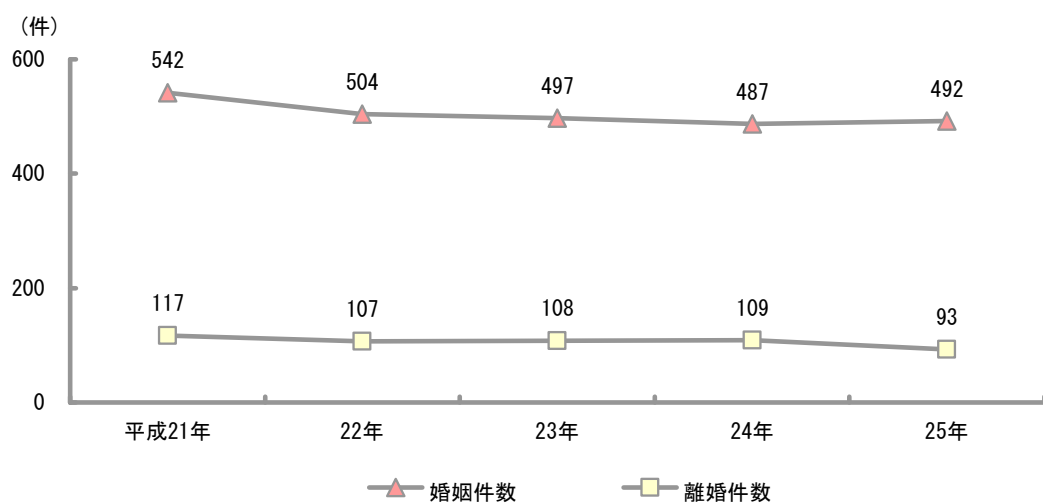


資料：岐阜県人口動態調査

(6) 婚姻・離婚届提出状況

本市の婚姻届提出状況は減少傾向がみられ、平成 25 年度で 492 件となっています。
一方、離婚届提出状況は横ばい状況となっており、平成 25 年度で 93 件となっています。

【 婚姻・離婚届提出状況の推移 】



資料：市民課

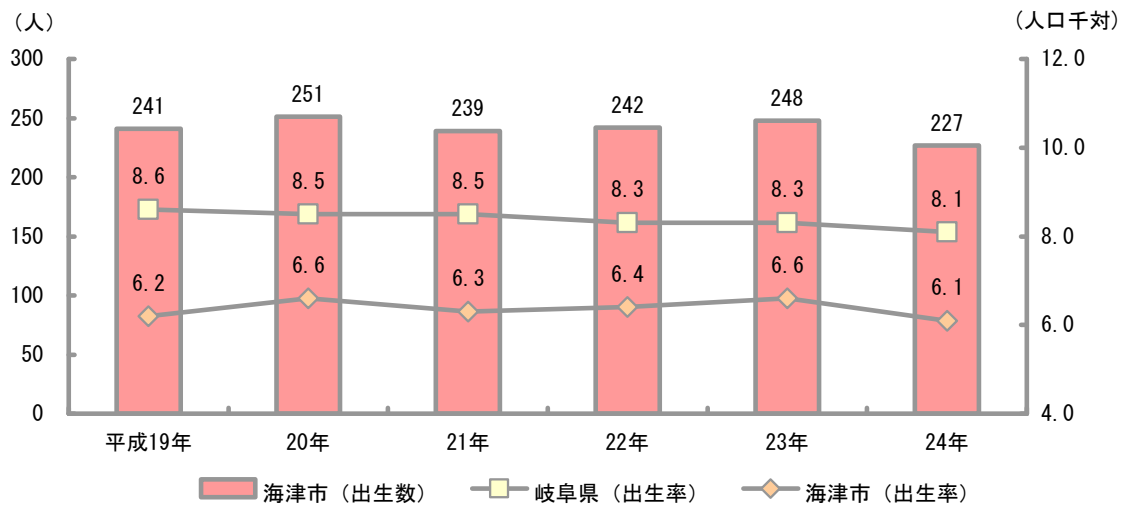


(7) 出生の動向

本市の出生数は横ばいですが、平成 23 年から平成 24 年で 21 人減少しています。
出生率（人口千人対）は、岐阜県を各年で約 2 ポイント下回り、横ばいとなっています。

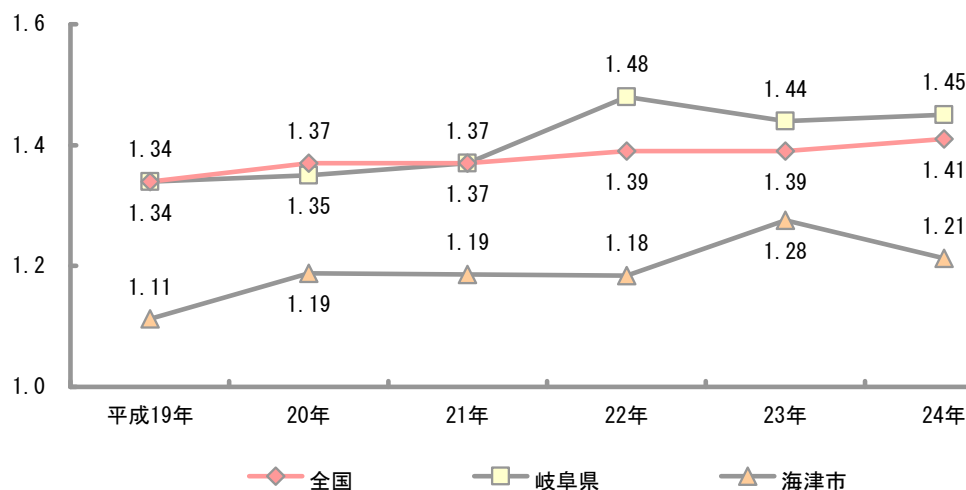
合計特殊出生率は、平成 23 年まで増加傾向がみられましたが、平成 24 年で減少傾向を示しています。また、本市の合計特殊出生率（女性が一生に子どもを産む数）は、国、県と比べ低い値で推移しています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：岐阜県衛生年報

【 合計特殊出生率の推移 】



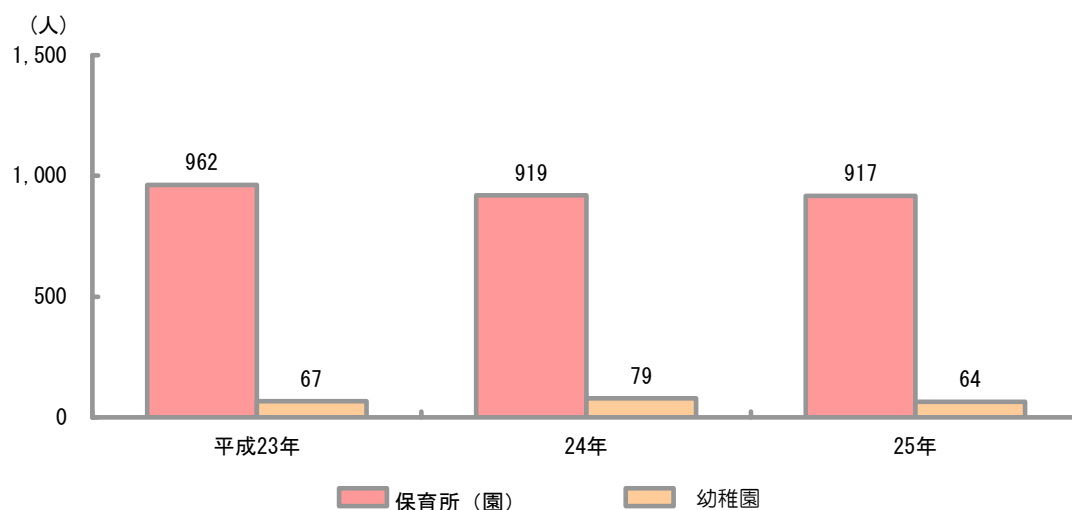
資料：国は、人口動態統計、県は岐阜県衛生年報、市は西濃地域の公衆衛生

2 教育・保育施設の現状

(1) 保育所・幼稚園の入所状況

本市の保育所・幼稚園入所人員数は、横ばいとなっています。

【 保育所・幼稚園の入所人員数 】



資料：こども課

(2) 特別保育の利用状況

① 延長保育の利用状況

本市の延長保育の利用状況は、利用人数（実人数）でみると、平成 23 年度の 195 人から平成 25 年度の 143 人と 52 人減っています。

【 延長保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
利用人数（実人員）	—	—	195 人	174 人	143 人
利用人数（延べ）	—	—	6,480 人	6,400 人	6,360 人

資料：こども課

② 一時預かり保育の利用状況

本市の一時預かり保育の利用状況は、平成 23 年度に比べ平成 24 年度で利用人数が 229 人減少し 967 人となっていますが、平成 25 年度では増加し 1,166 人となっています。

【 一時預かり保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	12 園	12 園	12 園	12 園	12 園
利用人数（延べ）	1,068 人	1,168 人	1,196 人	967 人	1,166 人

資料：こども課

③ 病児・病後児保育の利用状況

本市の病児・病後児保育の利用状況は、利用人数が平成 21 年度の 22 人から、平成 25 年度では 208 人と 10 倍近くに増加しています。

【 病児・病後児保育の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
一日あたりの定員	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
利用人数（延べ）	22 人	111 人	100 人	223 人	208 人

資料：こども課

（3）留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の利用状況 ●●●●●●

① 留守家庭児童教室の利用状況

本市の留守家庭児童教室の利用状況は、児童数で平成 23 年度の 2,065 人から平成 25 年度の 1,909 人へと 156 人減少しています。

【 留守家庭児童教室の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学級数	10 学級	10 学級	10 学級	10 学級	10 学級
児童数	—	—	2,065 人	1,993 人	1,909 人
4 月初登録児童数	303 人	266 人	291 人	326 人	292 人
土曜利用者数	—	—	20 人	20 人	13 人

資料：こども課

② 留守家庭児童教室の学級別利用数

本市の留守家庭児童教室の学級別利用数は、4月初登録児童数でみると、高須、大江、西江、今尾、下多度留守家庭児童教室で増加傾向が、東江、城山、石津留守家庭児童教室で減少傾向がみられます。市全体では、平成23年度の290人から平成25年度の292人へとやや増加傾向がみられます。

【 留守家庭児童教室の学級別利用数の推移 】

項目		平成23年度	平成24年度	平成25年度
高須留守家庭児童教室	4月初登録児童数	43人	60人	51人
	土曜利用者数	3人	3人	1人
吉里留守家庭児童教室	4月初登録児童数	12人	18人	12人
	土曜利用者数	0人	0人	0人
東江留守家庭児童教室	4月初登録児童数	18人	18人	13人
	土曜利用者数	1人	2人	0人
大江留守家庭児童教室	4月初登録児童数	20人	26人	28人
	土曜利用者数	0人	0人	0人
西江留守家庭児童教室	4月初登録児童数	12人	14人	14人
	土曜利用者数	0人	3人	2人
今尾留守家庭児童教室	4月初登録児童数	34人	42人	40人
	土曜利用者数	12人	8人	6人
海西留守家庭児童教室	4月初登録児童数	15人	14人	16人
	土曜利用者数	1人	0人	0人
下多度留守家庭児童教室	4月初登録児童数	13人	11人	16人
	土曜利用者数	0人	2人	0人
城山留守家庭児童教室	4月初登録児童数	57人	52人	51人
	土曜利用者数	0人	0人	2人
石津留守家庭児童教室	4月初登録児童数	66人	69人	51人
	土曜利用者数	3人	2人	2人
合計	4月初登録児童数	290人	324人	292人
	土曜利用者数	20人	20人	13人

資料：こども課

③ 留守家庭児童教室の定員数及び入所者数

本市の留守家庭児童教室の定員数は、児童数全体が減少していることを受けてやや減少してきていますが、登録児童数はほぼ横ばいで推移しています。

【 留守家庭児童教室の定員数及び入所者数の推移 】

項目		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
高須留守家庭児童教室	定員	90 人	90 人	70 人
	登録児童数	43 人	60 人	51 人
吉里留守家庭児童教室	定員	25 人	25 人	25 人
	登録児童数	12 人	18 人	12 人
東江留守家庭児童教室	定員	25 人	25 人	25 人
	登録児童数	18 人	18 人	13 人
大江留守家庭児童教室	定員	25 人	25 人	30 人
	登録児童数	20 人	26 人	28 人
西江留守家庭児童教室	定員	25 人	25 人	25 人
	登録児童数	12 人	14 人	14 人
今尾留守家庭児童教室	定員	55 人	55 人	55 人
	登録児童数	34 人	42 人	40 人
海西留守家庭児童教室	定員	35 人	35 人	35 人
	登録児童数	15 人	14 人	16 人
下多度留守家庭児童教室	定員	35 人	35 人	35 人
	登録児童数	13 人	11 人	16 人
城山留守家庭児童教室	定員	55 人	55 人	55 人
	登録児童数	57 人	52 人	51 人
石津留守家庭児童教室	定員	70 人	70 人	70 人
	登録児童数	66 人	69 人	51 人
合計	定員数	440 人	440 人	425 人
	登録児童数	290 人	324 人	292 人

資料：こども課

④ 地域子育て支援拠点事業の利用状況

本市の地域子育て支援拠点事業の利用状況は、利用人数で見ると平成 23 年度まで増加していましたが、平成 24 年度で減少に転じ、平成 25 年度では 8,894 人となっています。

【 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施か所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
実施回数（日）	231 日	236 日	233 日	232 日	228 日
利用人数（延べ）	9,671 人	10,259 人	11,930 人	10,488 人	8,894 人

資料：こども課

⑤ 妊婦健診の利用状況

本市の妊婦健診の利用状況は、助成者数で見ると出生数の減少と相まって平成 23 年度以降減少しています。

【 妊婦健診の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助成者数	236 人	262 人	273 人	234 人	200 人

資料：健康課

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況

本市の乳児家庭全戸訪問事業の利用状況は、訪問件数を見ると平成 21～22 年度の横ばいから、平成 23 年度以降は毎年度減少しています。

【 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	240 件	239 件	240 件	224 件	190 件
新生児訪問件数	7 件	0 件	2 件	4 件	11 件

資料：健康課

⑦ 育児支援家庭訪問事業の利用状況

本市の育児支援家庭訪問事業の利用回数をみると、平成 21 年度から平成 22 年度に大幅に増加しましたが、その後は増減を繰り返しています。全体的にみると平成 21 年度の 614 回から平成 25 年度の 796 回へと増加傾向になっています。

【 育児支援家庭訪問事業の利用状況の推移 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
回数	614 回	827 回	769 回	715 回	796 回

資料：健康課

3 アンケートからみられる現状

(1) 未就学児の保護者

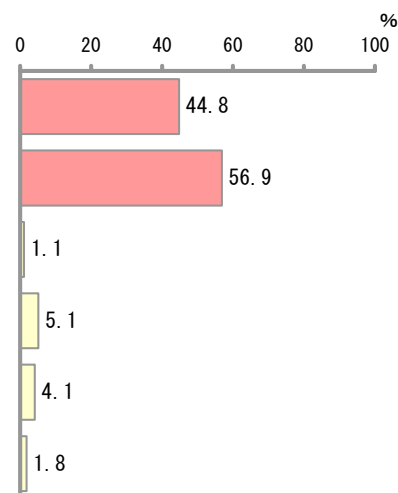
① 子どもの育ちをめぐる環境

ア 日頃子どもを見てもらえる親族、友人の状況

日頃子どもを見てもらえる親族、友人がいるかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」人の割合が 56.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が 44.8%となっており、大半の人は頼れる親族等がいると考えられます。

N = 627

日常的に祖父母等の親族に
みてもらえる
緊急時もしくは用事の際に
は祖父母等の親族にみても
らえる
日常的に子どもをみてもら
える友人・知人がいる
緊急時もしくは用事の際に
は子どもをみてもらえる友
人・知人がいる
いずれもない
無回答

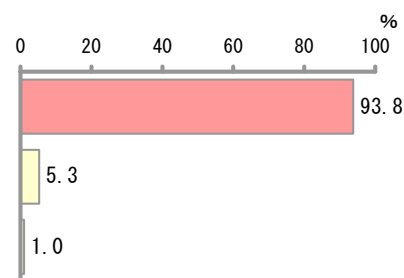


イ 子育てを相談できる人、場所の有無

相談できる人、場所が「いる／ある」の割合が 93.8%、「いない／ない」の割合が 5.3%となっており、相談体制はほぼ整っていると考えられます。

N = 627

いる／ある
いない／ない
無回答

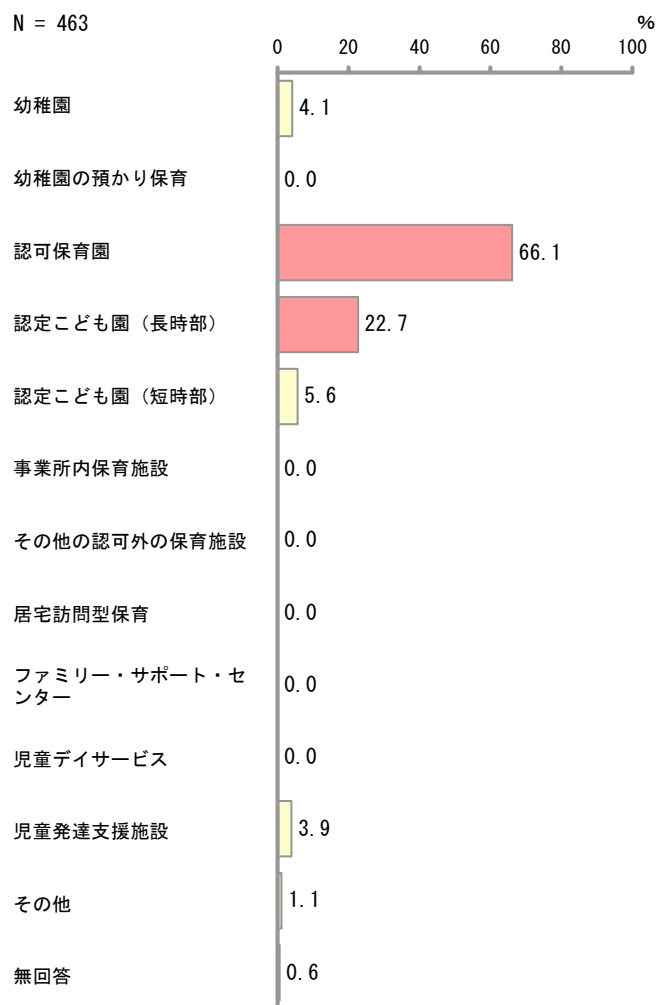


② 平日の定期的な教育・保育の利用状況

ア 定期的に利用している事業

定期的に利用している事業については、「認可保育園」の割合が66.1%と最も高く、次いで「認定こども園（長時部）」の割合が22.7%となっています。保育所、幼稚園、認定こども園以外の支援事業の利用状況は極めて低い状況です。

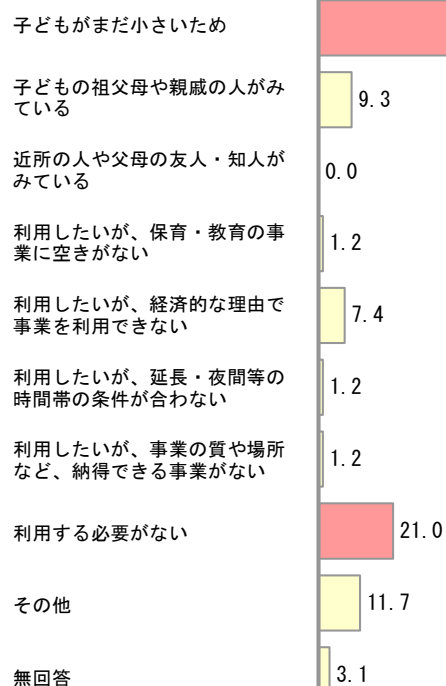
N = 463



イ 教育、保育事業を利用していない理由

「子どもがまだ小さいため」の割合が74.1%と最も高く、次いで「利用する必要がない」の割合が21.0%となっています。「空きがないため」や「経済的な理由」などが10～15%を占めており、改善が求められています。

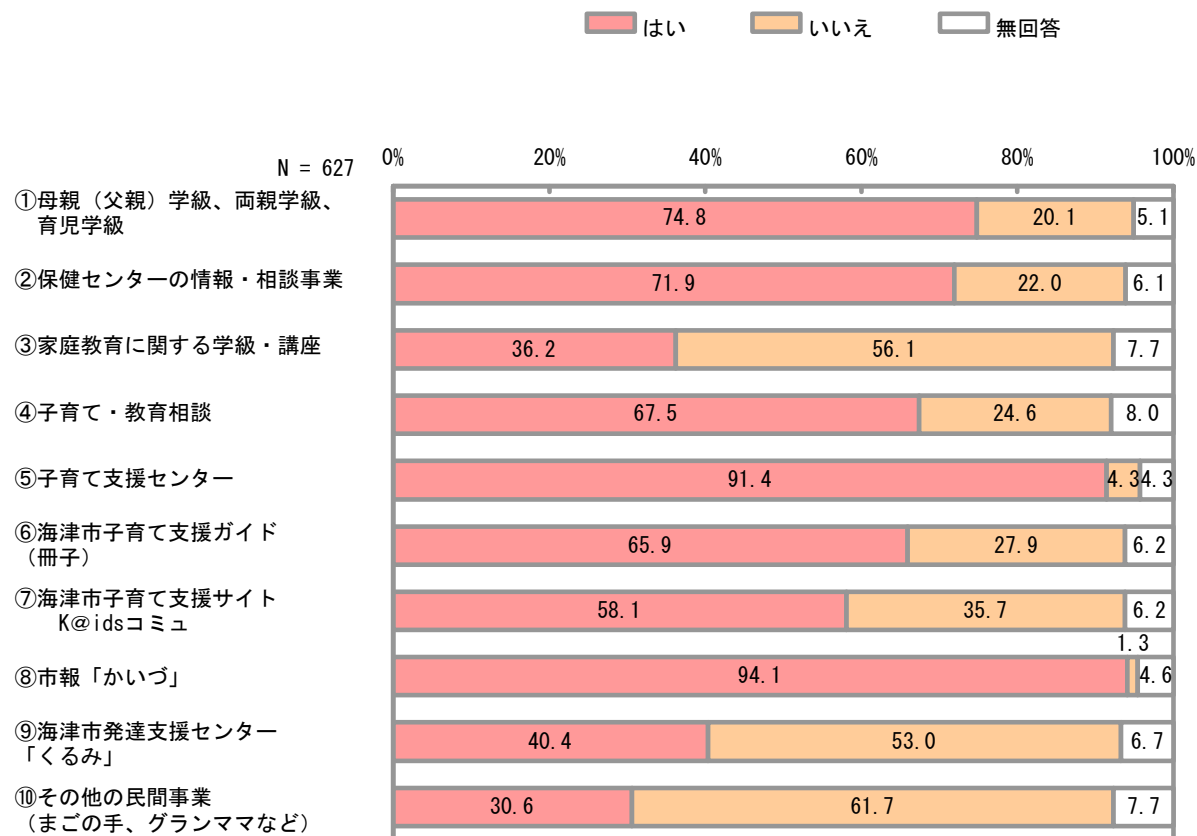
N = 162



③ 地域の子育て支援事業の利用状況

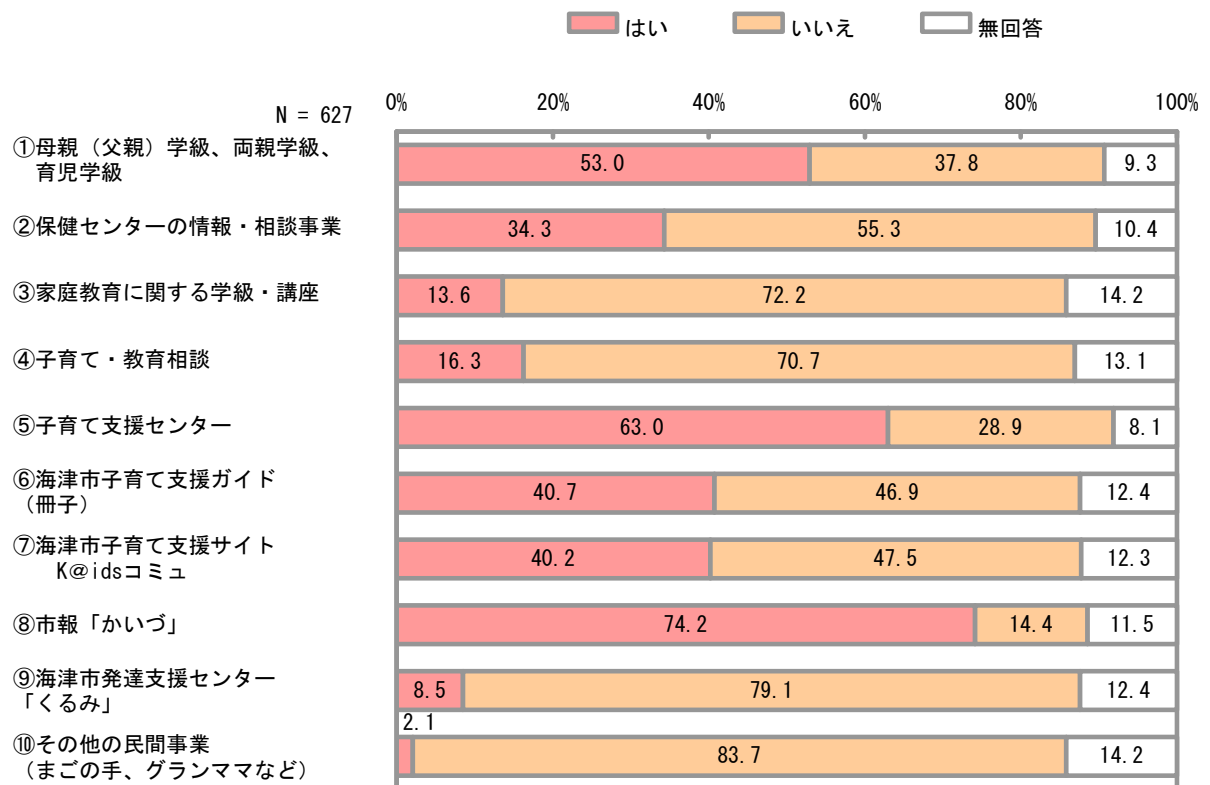
ア 事業の認知状況

子育て支援のための各種事業の認知度については、⑤子育て支援センター、⑧市報「かいづ」を知っている人の割合は高く、90%を超えています。しかし、③家庭教育に関する学級・講座、⑨本市発達支援センター「くるみ」、⑩その他の民間事業（まごの手、グランママなど）は知らない人の割合が高く、50%を超えています。



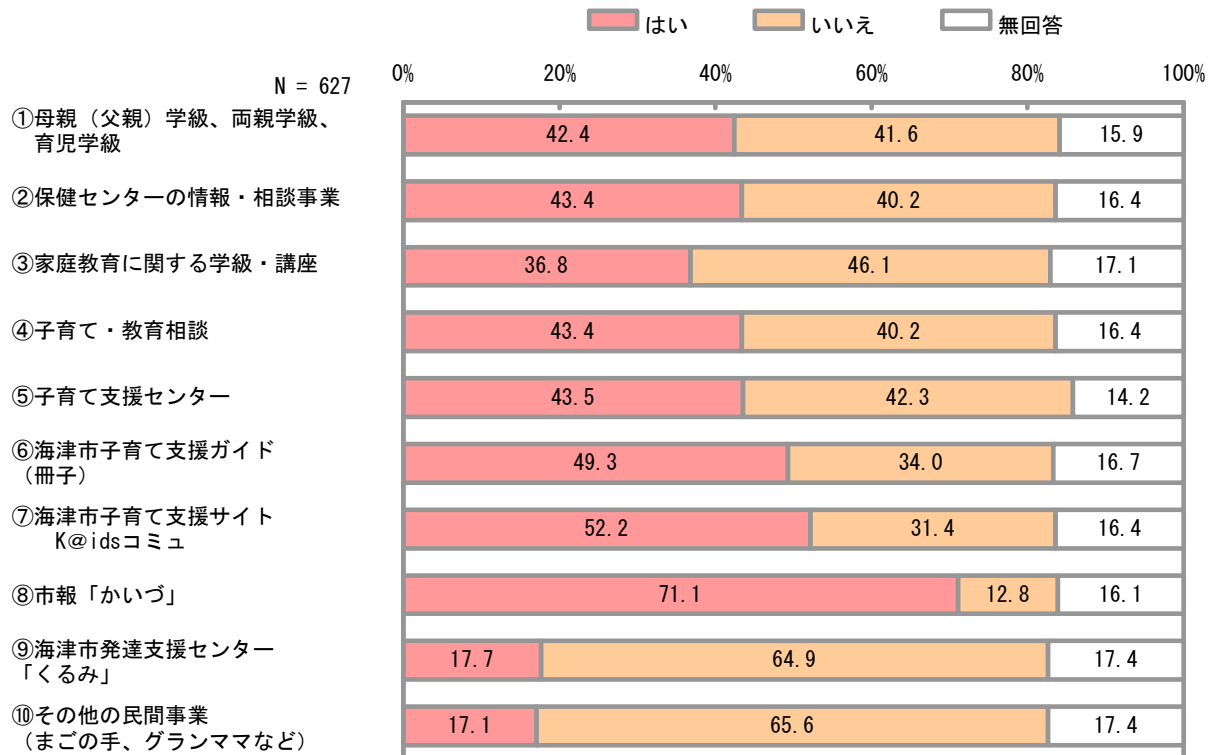
イ 事業の利用状況

子育て支援事業の利用状況については、①母親（父親）学級、両親学級、育児学級、⑤子育て支援センター、⑧市報「かいづ」は利用したことがある人の割合が高く、50%を超えています。③家庭教育に関する学級・講座、④子育て・教育相談、⑨海津市発達支援センター「くるみ」、⑩その他の民間事業（まごの手、グランママなど）は利用したことがない人の割合が高く、70%を超えています。認知されていない事業は利用状況についても低い傾向がみられ、広報の重要性が改めて認識されます。



ウ 利用意向

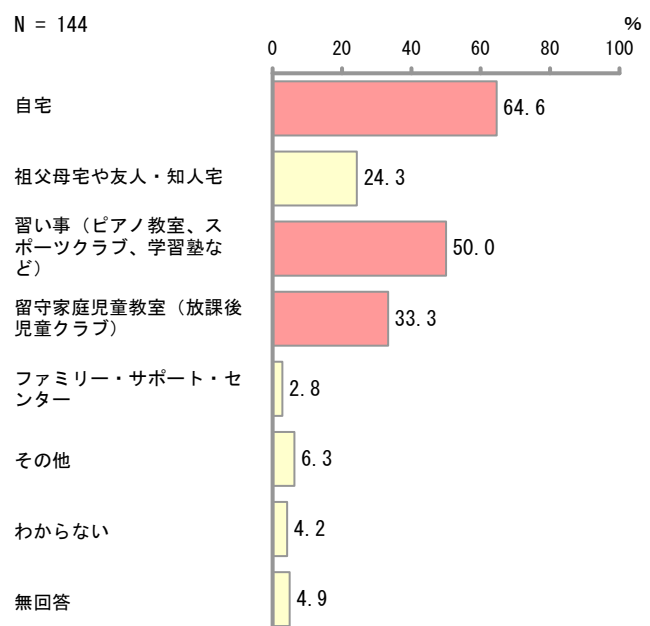
子育て支援事業を今後利用したいかについては、⑧市報「かいづ」では今後利用したい人の割合が 71.1%と最も高く、他の事業についても⑨海津市発達支援センター「くるみ」、⑩その他の民間事業（まごの手、グランママなど）を除いて、40～50%を示しています。



④ 小学校就学後の放課後の過ごし方

ア 放課後をどこで過ごさせたいか利用希望

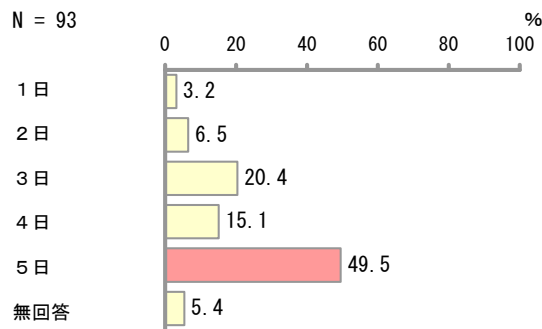
子どもが小学校に上がった後、放課後をどこで過ごさせたいかについては、「自宅」の割合が 64.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が 50.0%、「留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）」の割合が 33.3%となっています。依然として、「自宅」で学習などをして過ごす期待が大きいのですが、一方で「習い事」への期待が大きくなっています。



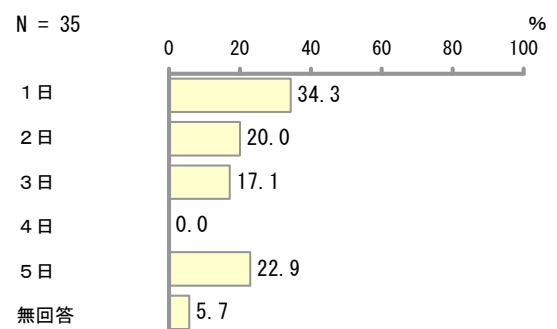
また、低学年の放課後を過ごさせたい日数については、「自宅」、「留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）」の「5日」が最も高く、およそ50%を超えています。

【低学年】

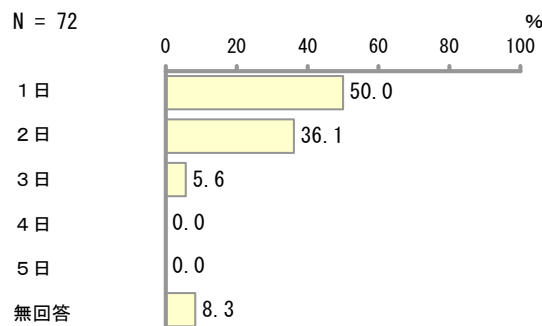
自宅



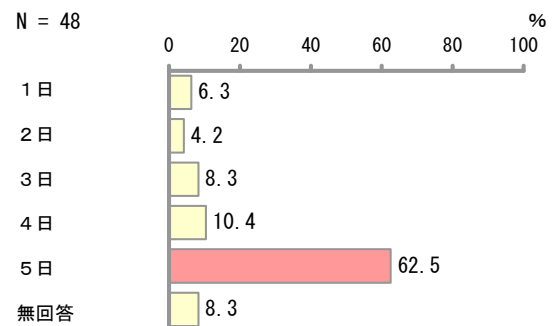
祖父母宅や友人・知人宅



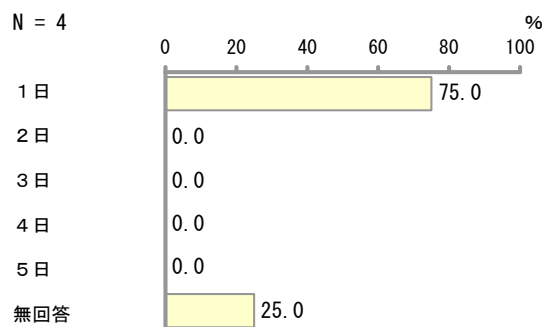
習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）



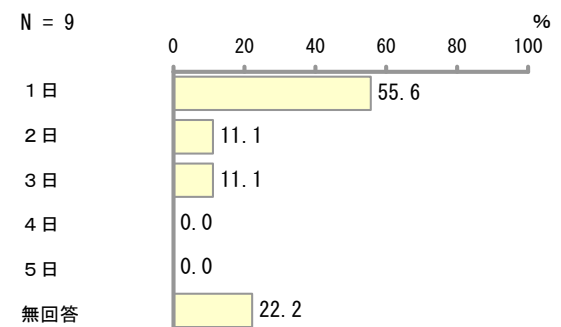
留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）



ファミリー・サポート・センター



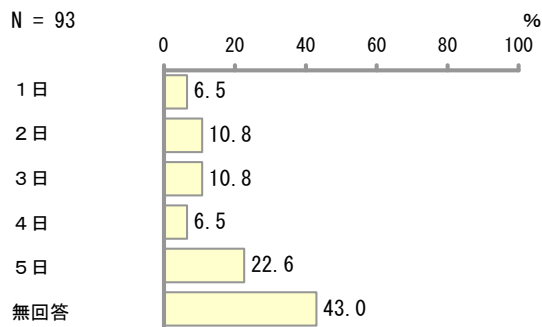
その他



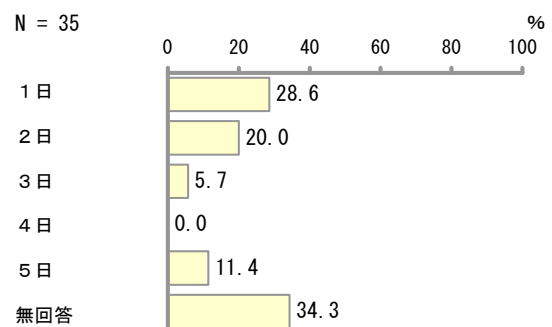
高学年の放課後を過ごさせたい日数については、「留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）」の「5日」が最も高く、31.3%となっています。

【高学年】

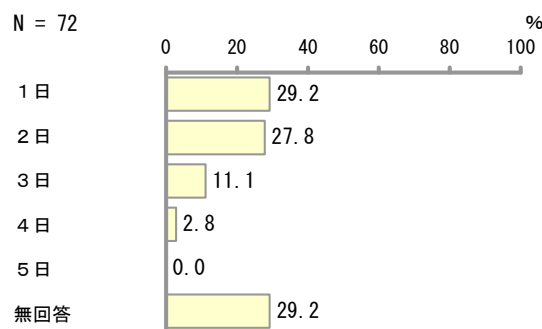
自宅



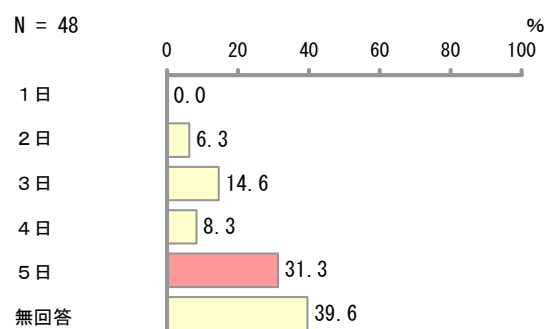
祖父母宅や友人・知人宅



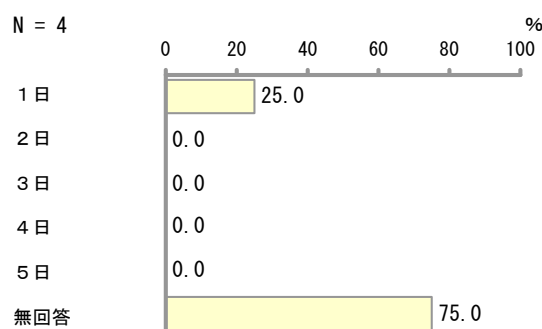
習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）



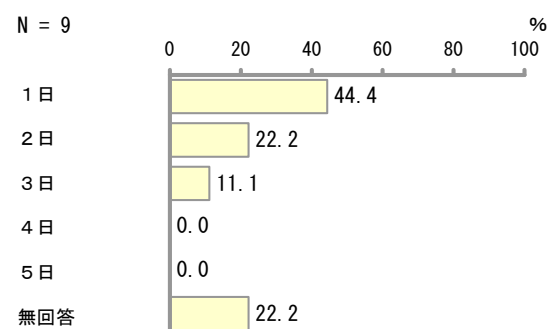
留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）



ファミリー・サポート・センター



その他



イ 土曜日、日曜、祝日の放課後児童クラブの利用

【土曜日】

N = 144

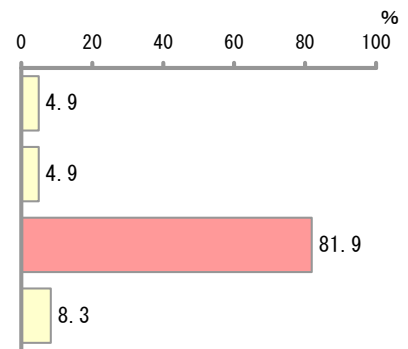
「利用する必要はない」の割合が81.9%と最も高くなっています。

低学年（1～3年生）の間は利用したい

高学年（4～6年生）になっても利用したい

利用する必要はない

無回答



【日曜日】

N = 144

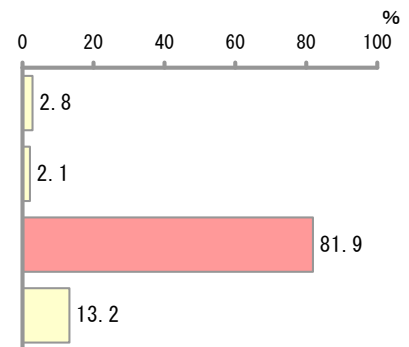
「利用する必要はない」の割合が81.9%と最も高くなっています。

低学年（1～3年生）の間は利用したい

高学年（4～6年生）になっても利用したい

利用する必要はない

無回答



⑤ 職場の両立支援制度

ア 父母の育児休業後の取得状況希望

【父親】

N = 627

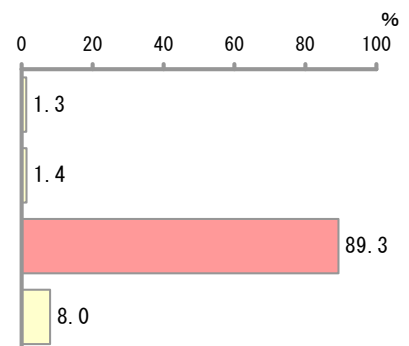
「取得していない」の割合が89.3%と最も高くなっています。

働いていなかった

取得した（取得中である）

取得していない

無回答



【母親】

N = 627

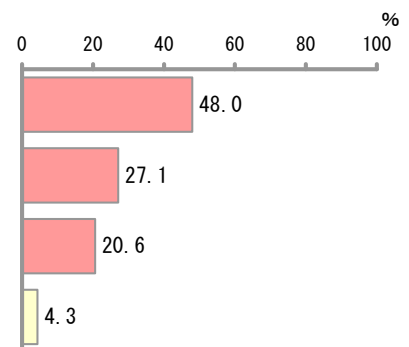
「働いていなかった」の割合が48.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が27.1%、「取得していない」の割合が20.6%となっています。

働いていなかった

取得した（取得中である）

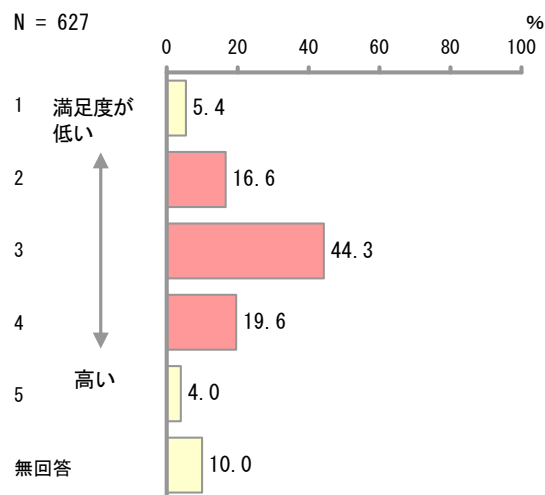
取得していない

無回答



⑥ 子育て環境や支援への満足度

満足度を5段階評価すると、「3」の割合が44.3%と最も高く、次いで「4」の割合が19.6%、「2」の割合が16.6%となっています。平均満足度は「3」であり、「満足」「不満」がほぼ半分ずつとなっています。

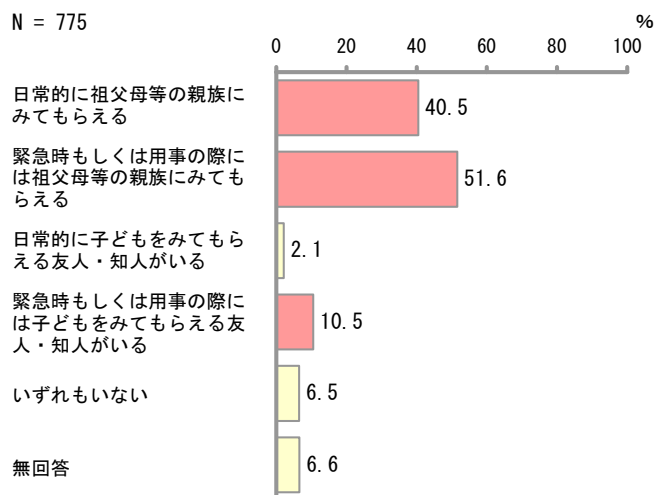


(2) 就学児童の保護者

① 子どもの育ちをめぐる環境

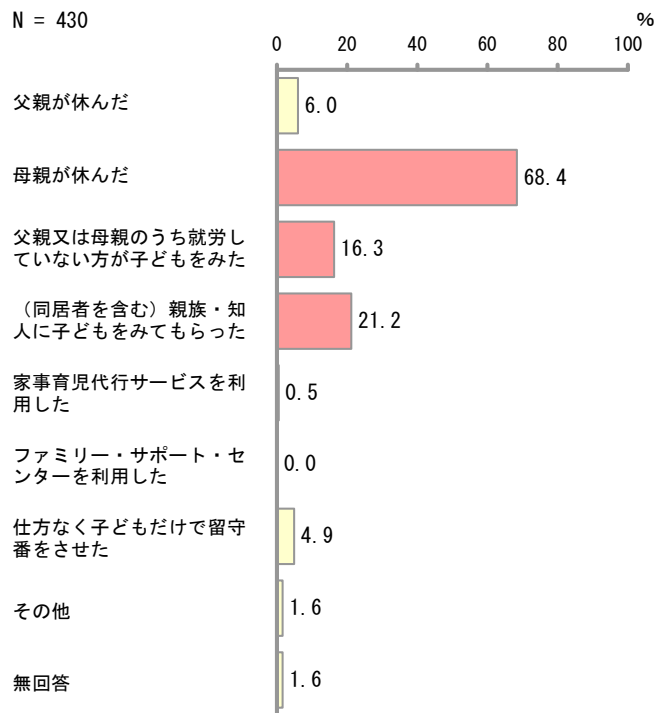
ア 日頃子どもを見てもらえる親族、友人の状況

日頃子どもを見てもらえる親族、友人がいるかどうかについては、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が51.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が40.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が10.5%となっています。「いずれもない」の割合が6.5%あり、無回答を除けば約10%の人が、誰もいないという状況にあります。



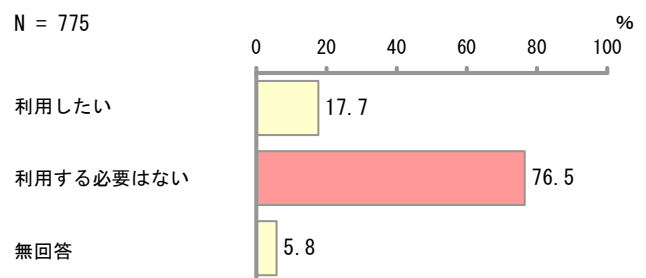
② 病気の際の対応

「母親が休んだ」の割合が68.4%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が21.2%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が16.3%となっています。やはり、母親にかかる負担が大きいことがうかがえます。



③ 不定期の教育・保育事業、一時預かり等の利用希望

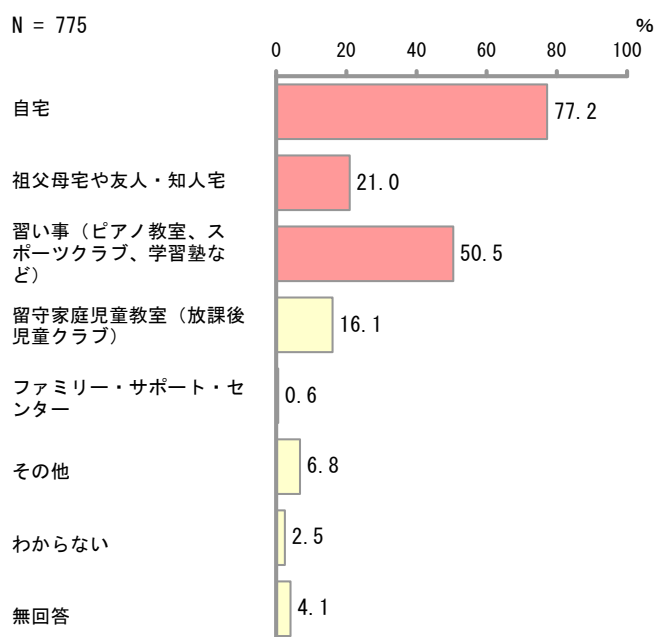
「利用する必要はない」の割合が76.5%と最も高く、次いで「利用したい」の割合が17.7%となっています。



④ 放課後の過ごし方

ア 平日の留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の利用状況

平日の放課後の過ごし方は、「自宅」の割合が77.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が50.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が21.0%となっています。「留守課程児童教室（放課後児童クラブ）」の利用状況は、20%に満たない状況となっています。



1 基本理念

「いのちをつなぐ教育」をめざす本市教育振興基本計画に基づき、本市で育つ子どもたち一人一人が生きる力を身に付け、社会に貢献できる大人に成長するまちづくりを推進します。

また、多様な働き方に伴う子育て支援ニーズの多様化を踏まえ、本市で子育てをしたいと思えるまちづくりを推進します。



**子どもの生きる力を育み
多様な子育てを支えるまち 海津**

2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情のもとに養育され、自らも家族の一員としての様々な役割と責任を果たしながら成長を遂げていく必要があります。

こうした社会は、「子どもの最善の利益」（子どもにとってよりよい結果をもたらすような関与をすること）が実現される社会です。子どもの視点に立ち、乳幼児期の人格形成を培う教育・保育を良質で適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長が保障されるような環境づくりを進めます。

基本目標 1 地域における子育て家庭への支援

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や社会で自立できる力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかしながら、少子化や核家族化の進行に伴いこの役割を十分に果たせない家庭が増加しています。このため、妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスを紹介する利用者支援に加え、親子同士や異なる世代間の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場を設けることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境整備を推進します。

基本目標 2 子どもにとって良質な教育・保育の提供

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と「健やかな体」を育むことが必要です。

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障します。

また、保育所・幼稚園・小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう幼保小の連携を強化します。

基本目標 3 子どもの育ちを支える環境の整備

障がいのある子どもや虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てに直接関わっていない地域住民を含め、大人がきちんと規範を示し、地域を担う未来の宝である子どもの育ちに積極的に関わることが出来るよう、地域とのつながりを支援し地域ぐるみで子育てに取り組める環境整備を推進します。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに非正規雇用労働者の割合も増えています。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるよう、勤務時間や生活スタイルの多様化に柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスのとれた働き方を支援する取り組みを推進します。

4 計画の体系

【基本理念】【基本的な視点】

【基本目標】

【基本施策】

子どもの生きる力を育み 多様な子育てを支えるまち 海津

子どもの育ちの視点

親としての育ちの視点

地域での支え合いの視点

子育て環境の充実の視点

I. 地域における
子育て家庭への
支援

- (1) 多様な子育て支援サービス環境の整備
- (2) ひとり親家庭への自立支援
- (3) 母と子どもの健康の確保
- (4) 子育ての悩みや不安への支援
- (5) 要保護児童への支援

II. 子どもにとっ
て良質な教育・保育の提
供

- (1) 就学前教育・保育の体制整備
- (2) 認定こども園の充実
- (3) 幼保小の連携強化

III. 子どもの育ち
を支える環
境の整備

- (1) 配慮が必要な子どもへの支援
- (2) 地域における子どもの居場所づくりの推進
- (3) 人口減少に対応した施設の適正配置

IV. 仕事と子育て
の両立の推進

- (1) 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働
き続けられる職場環境の整備への支援
- (2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の
醸成

4つの基本目標の実現に向けて、13の基本施策に基づく、現状・課題、今後の方向性を定め、本市の役割について計画を推進していくものとします。



基本目標	・子育ての様々な課題の解決に向けて、4つの基本目標を設定します。 ※第3章参照
基本施策	・基本目標を実現するための13の施策を設定しています。 ・アンケート調査等から本市の現状・課題と方向性を示します。
基本施策の内容	・基本目標・施策を達成するため、本市の役割と方向性を示します。 ・主な取り組み別に担当課を示します。



基本目標Ⅰ 地域における子育て家庭への支援

現状と課題

- ・近年、本市において女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育などニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービス等の提供が求められています。
- ・すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していく必要があるとともに、施設の地域格差やサービスの仕組みにより、利用の少ない事業や緊急時に利用しにくい事業などがあるため、サービスが身近なものとして気軽に利用できるよう工夫が求められています。
- ・ひとり親家庭については、母子家庭の場合の経済的な問題、父子家庭においては家事や子育てに不慣れなため家庭生活においても多くの問題を抱えているケースが少なくありません。今後もひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。
- ・乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、父親・母親の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。
- ・妊娠・出産・子育て・保育など、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる体制や、親子が過ごせる居場所の充実が求められています。
- ・乳幼児の健康診査については、受診率は高い現状にあるため、今後も継続していくとともに一層の事業の充実を図っていく必要があります。
- ・虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、関係機関との迅速連携による適切な対応が求められます。また、児童虐待の防止として地域での日頃の声かけなどによる関係づくりが大切と言われています。

以上のことから、本計画期間において、次の「施策」を進めます。

- (1) 多様な子育て支援サービス環境の整備
- (2) ひとり親家庭の自立支援
- (3) 母と子どもの健康の確保
- (4) 子育ての悩みや不安への支援
- (5) 要保護児童への支援

基本施策 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

- 本市では、市民が積極的に子育てに関わることを促進し地域子育て機能の強化を図るとともに、子育てを支援する人材の育成につとめます。
- 共働き家庭等が、働きながら安心して子どもを預けられるよう、低年齢児保育、延長保育、一時預かりをはじめとする多様な子育て支援サービスの提供につとめます。
- 市内の就学前児童が同じシステムの幼児教育・保育が受けられるよう保育・教育の一体化を進めるとともに、職員の資質の向上、保育施設の整備など、保育内容・設備の向上を図ります。
- 子育て中の市民が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流・情報交換できる機会の充実と子どもや子育てに関する相談を迅速・適切に対処できる体制づくりにつとめます。

方向性と主な取り組み

① 市民の関心の喚起

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	プレ子育て世代の子育てへの関心の喚起	「10 代、20 代などプレ子育て世代の子育てへの関心を図るため、中学校での「赤ちゃんふれあい体験事業」などにより、性やいのち、子育てについて学習する機会や場の提供につとめます。	健康課
2	体験教育・体験保育の積極的な導入	各保育・教育施設において、自然体験、生活体験、社会（職場）体験の学習機会の積極的な導入につとめます。	こども課 学校教育課 社会教育課

② 多様なニーズに対応した保育の拡充

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
3	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中入園を含め、低年齢児の保育所での受け入れ希望に対して、着実に対応できるよう保育士の確保につとめます。	こども課
4	延長保育の充実	全保育所・認定こども園において、11 時間を超え 12 時間の開所時間となるよう実施していきます。	こども課
5	病児・病後児保育の充実	市内保育所 1 か所において、病児・病後児保育を実施していきます。	こども課
6	一時預かりの充実	保護者などが一時的・緊急的に保育できなくなった場合に未就園児等を預かる一時預かり制度の充実につとめます。	こども課

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
7	預かり保育の実施	保護者の就労形態の多様化による保育需要の高まりに対応するため、幼稚園において、通常日における教育標準時間の終了後に短時間の預かり保育を実施します。	こども課
8	夜間保育・休日保育等の検討	保護者の就労形態の多様化による保育需要の高まりに対応するため、夜間保育、休日保育について将来的な検討を進めます。	こども課
9	子育て短期支援事業の委託	市内には児童養護施設がないため、大野慈童園(大野町)など市外の児童養護施設に委託して、保護者の病気など一時的に子どもの世話ができない場合に預かる「子育て短期支援事業」の実施をめざします。	社会福祉課

③ 保育内容の向上

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
10	保育士等の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、保育士等の資質の向上を図ります。	こども課
11	幼児教育・保育研究会の推進	市内の就学前児童が高い水準で同一システムの幼児教育・保育が受けられるよう、海津市幼児教育・保育研究会での検討を進めます。	こども課

④ 地域子育て機能の強化

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
12	会員制の子育て相互支援機能の充実	会員制互助組織による子育て支援活動を促進します。既存組織の活用や新組織の設立等により、国の事業メニューである「ファミリー・サポート・センター事業」の実施をめざします。	こども課

⑤ 多様な保育機能の活用

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
13	住民参加型の保育サービスの活用	「グランママ」のような「家庭的保育」や、NPO法人「まごの手クラブ」のような住民参加型在宅福祉サービスなどは、多様なニーズに応えるための保育資源として、市民への周知や活用の促進を図ります。	こども課

⑥ 情報提供の充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
14	子育て支援ガイドブックの作成	子育て支援施策や、子育てに関わる施設等を総合的に紹介した「海津市子育て支援ガイド」を定期的に作成し、母子保健推進員等の協力を得ながら、子育てに携わる市民や転入者に配布し、活用を促進します。	こども課 健康課
15	子育て支援サイトの充実	本市での子育てに関する情報を発信するホームページ「海津市子育て支援サイト」の充実につとめます。	こども課 健康課

⑦ 相談体制の充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
16	利用者支援の実施	子ども及びその保護者が、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談、助言を行えるよう「利用者支援事業」の実施をめざします。	こども課

基本施策 2 ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭で養育されている子どもの健全育成のため、相談や援助体制の充実につとめます。
- ・ひとり親家庭が自立し、その子どもが豊かに生活できるよう就労支援につとめます。

方向性と主な取り組み

① ひとり親家庭への支援の強化

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭の子育て不安や悩みを解消するため、母子・父子自立支援や民生・児童委員などと連携し、きめ細かい相談を実施していきます。	社会福祉課
2	自立支援と就労の促進	ひとり親家庭の自立支援・就労促進を図るため、母子・父子自立支援の協力を得ながらひとり親家庭支援講習会を開催するとともに、海津市母子家庭等自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給していきます。	社会福祉課

基本施策3 母と子どもの健康の確保

- ・安心して妊娠・出産し、母子が生涯にわたって心身とも健やかに暮らせるよう、疾病の予防と健康づくりの促進につとめます。
- ・母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊医療、周産期医療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

方向性と主な取り組み

① 保健サービスの充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	健康診査の充実	妊婦・乳幼児健康診査や学校健診を充実し、疾病などの早期発見・早期治療を図り、子どもの健全育成につなげるとともに、母親の交流機会の拡大による孤立防止を図ります。特に、発達上気になる子ども把握するための診査・指導の強化につとめます。	健康課 社会福祉課 学校教育課 こども課
2	母子保健講座の充実	妊娠期、出産期、乳幼児期のそれぞれの時期に、両親が健康づくりや授乳・食事などについての正しい知識を得て健康づくりの取り組みを実践できるよう、講座・指導の充実と利用促進を図ります。	健康課
3	家庭訪問の充実	保健師訪問指導・こんにちは赤ちゃん事業・育児支援家庭訪問事業により、新生児や健康診査の要指導者、子育て不安のある両親などへの保健師や母子保健推進員などによる家庭訪問を実施し、母子の健全育成につながるようつとめます。	健康課
4	健康相談の充実	専門職員の確保と、他の専門機関との連携強化などにより、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談の充実につとめます。	健康課
5	食育の推進	食育については、保健分野、保育所、幼稚園、小中学校のそれぞれにおいて、食生活改善推進員などの協力も得ながら、離乳期から学齢期までの子どもの発達段階に応じたきめ細かな推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化・マナーなど「食の学習」につとめます。	健康課 こども課 学校教育課

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
6	予防接種の促進	乳幼児・児童の感染症を予防するため、法定予防接種の適切な接種を促進していきます。また、子どもたちや保護者への予防接種の正しい知識の普及を図り、接種率の向上につとめます。	健康課
7	小児生活習慣病等の予防の推進	小児生活習慣病の予防に向け、母子保健・学校保健分野が連携しながら、親子への生活習慣の指導など対策を進めます。	健康課 学校教育課 こども課
8	保健衛生の向上	保健所などとの連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症やO-157などの食中毒に対する衛生対策を推進します。	健康課 学校教育課 こども課

② 医療サービスの充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
9	不妊医療・周産期医療体制の充実促進	安心して出産できるよう、県における不妊医療、周産期医療の充実を要請していきます。また、不妊治療助成の充実につとめます。	健康課
10	小児医療体制の充実促進	身近な地域で安心して小児科診療が受けられるよう、小児医療の充実について、国・県など関係機関に要請していきます。	健康課
11	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速・適切に救急医療を受けられるよう、救急医療体制の充実と連携の強化を関係機関に要請するとともに、「小児救急医療電話相談事業（＃8000）」や「小児夜間救急室（大垣市民病院内設置）」を周知していきます。	健康課



基本施策 4 子育ての悩みや不安への支援

- 子育て中の親子が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互交流を図るための場を充実し、子育てに不安や疑問を持っている親に対する相談・援助の機能を充実します。
- 子育てへの負担感の緩和を図るため諸制度の活用や独自企画、運営の効率化、民間活動への支援、国等への要望などにより、子育て家庭の負担の軽減につとめます。

方向性と主な取り組み

① 子育て支援機能の充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	地域子育て支援拠点事業の充実	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図ります。	こども課

② 経済的負担の軽減

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
2	保育料等の適切な負担	保育所・幼稚園・認定こども園の保育料、留守家庭児童教室の負担金、給食費などは、適切な負担となるよう見直します。	こども課
3	多子軽減制度の導入	子ども・子育て新制度では、幼稚園保育料も所得に応じた負担（応能負担）となるため、保育所保育料と同様、幼稚園保育料についても、多子家庭や低所得家庭に対して軽減制度を設けます。	こども課
4	効果的な経済的支援の企画・立案・実行	国・県の新たな政策動向を踏まえつつ、乳幼児等医療や子宝祝い金制度など市独自の経済的支援策の継続や新規支援策の企画・立案・実行につとめます。	社会福祉課 こども課



基本施策 5 要保護児童への支援

- 子どもを尊重したまちづくりのためには、子どもの意見を市政に反映させることが大切であるため、子どもたちがまちについて考える機会を与え、将来のまちづくりについて意見を反映させる仕組みづくりにつとめます。
- 児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見・早期対応の体制づくりを促進します。
- 子どもの健やかな育ちを守るため、要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援につとめます。

方向性と主な取り組み

① 子どもの権利・意見を尊重するまちづくり

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	見守りネットワークの充実	要保護児童対策地域協議会、同ケース検討会議を適宜開催し、子ども相談センター、福祉、保健、教育の各機関・施設、民生委員・児童委員などが連携しながら児童虐待防止とその適切な対応につとめます。	社会福祉課



基本目標Ⅱ 子どもにとって良質な教育・保育の提供

現状と課題

- ・乳幼児が初めて家庭を離れ、多くの時間を過ごす教育・保育の場で、同年齢や異年齢の子どもとの関わり合いによる「協同的に遊ぶ」経験を確保し、子どもの育ちを保障していくことが課題となっています。
- ・保育所・幼稚園と小学校が連携し、幼児教育から小学校教育へスムーズな移行を図り、連続した育ちと学びを支援する教育体制づくりを進める必要があります。
- ・幼稚園と保育園の良さをあわせ持つ「認定こども園」についての普及が必要です。
- ・近年、集団行動ができない、授業中に座ってられない等の問題（「小1プロブレム」）を解消するため、小学校就学前と後を接続していく取り組みが注目されています。
- ・子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、幼稚園・保育所・小学校は、幼児・児童の交流や教師と保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場としていく必要があります。

以上のことから、本計画期間において次の「施策」を進めます。

- （１）就学前教育・保育の体制整備
- （２）認定こども園の充実
- （３）幼保小の連携強化

基本施策 1 就学前教育・保育の体制整備

- ・ 人間形成の基礎を培う大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。
- ・ 豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましさの育成をめざし、その特質を生かした教育・保育を推進します。
- ・ 子どもが安全・安心な生活を過ごすことができるよう、また災害発生時にも緊急一時避難ができる安全で質の高い施設・設備の環境整備につとめます。

方向性と主な取り組み

① 就学前教育の充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	幼児教育・保育研究会の充実	就学前の子どもについて、市内のどこでも誰でも同一で高い水準の幼児教育・保育が受けられるよう、小学校1年生の教諭、幼稚園教諭・保育士の研究機会の充実を支援します。	こども課
2	教員等の資質の向上	研修会の開催などにより、幼稚園教諭・保育士の資質の向上を図ります。	こども課
3	施設・設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、幼稚園や保育所、認定こども園の施設・設備の整備、充実につとめます。	教育総務課 こども課
4	地域に開いた施設づくりの促進	保育・幼児教育の専門技術を生かし、地域の保護者の子育てに関する相談に応じるとともに、親の育児不安の解消や乳幼児の生活習慣の獲得に向けた交流の場の提供など、地域に開かれた施設づくりを促進します。	こども課

基本施策 2 認定こども園の充実

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ認定こども園の普及・充実につとめます。
- ・ 認定こども園では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します。

【認定こども園の主なメリット】

- 保護者が働いている、いないにかかわらず利用できます。
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できます。
- 園に通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の交流の場」などの子育て支援を受けることができます。

方向性と主な取り組み

① 認定こども園の推進

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	認定こども園の普及	私立認可保育所がスムーズに認定こども園に移行できるよう普及を図ります。	こども課
2	認定こども園の充実	保育・教育の一体化をめざし、公立の認定こども園では3・4・5歳児に9時から14時までの幼児教育を提供するとともに、0～5歳児の共働き家庭の児童には保育サービスとして延長保育を19時まで提供していきます。また、今尾認定こども園は「保育所型」から「幼保連携型」の認定こども園へ移行させます。	こども課

基本施策 3 幼保小の連携強化

・近年、「小1プロブレム」などの問題から、小学校就学前と後の移行していく部分の連携が注目されています。子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・小学校が幼児・児童の交流や教師・保育士の交流により、子どもの発達にとって必要な学習の場であるとともに互いの学び合いの場となっています。小学校教育生活への円滑な移行をめざした共通の見通しが持てるよう公立・私立、幼保小連携を強化していきます。

方向性と主な取り組み

① 幼保小の連携強化

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	幼保小連携協議会の推進	各小学校に設置された幼保小連携協議会を通じて子どもの交流活動を工夫・改善するとともに教職員間の交流につとめ、一層の相互理解を推進します。	学校教育課 こども課
2	保育教諭等の資質の向上	幼児期にふさわしい基本的生活習慣、規範意識、道徳性が身につくようきめ細やかな指導計画及び指導方法を学べる研修会への積極的参加を推進するとともに、互いの知識の交流機会の充実を図ります。	こども課



基本目標Ⅲ 子どもの育ちを支える環境の整備

現状と課題

- ・近年、幼稚園・保育所・学校において発達障がいやその周辺域の児童または子どもたちが増加の傾向にあります。従来の身体・知的・精神の3つの障がいに加え、発達障がい（自閉症、LD、ADHD、アスペルガー症候群等）を含めた支援体制を充実することが重要です。
- ・医療ケアを必要とする児童の支援の充実も求められ、一人一人の多様なニーズに応じた相談支援体制の充実が必要です。
- ・都市化や少子化の進行による子どもたちの遊び方の変化は、子ども同士が集団で遊びに熱中して互いに影響し合って活動する機会を減少させ、様々な体験をする機会の喪失となっています。地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、自主を重んじ、自由に活動や学習、遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進していく必要があります。

以上のことから、本計画期間において次の「施策」を進めます。

- （１）配慮が必要な子どもへの支援
- （２）地域における子どもの居場所づくりの推進
- （３）人口減少に対応した施設の適正配置

基本施策 1 配慮が必要な子どもへの支援

- ・障がいや発達の遅れなどの早期発見、早期療育につとめます。
- ・地域の保育・教育施設で障がいのある子を積極的に受け入れ、障がいのある子や育児者が在宅で安心して暮らし続けられるよう支援を強化します。

方向性と主な取り組み

① 療育体制の強化

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	障がい・発達の遅れ等の早期発見・早期療育	乳幼児健診などで、障がい・発達の遅れ等の早期発見につとめるとともに、親の理解を促進し海津市発達支援センター「くるみ」等につなげます。	社会福祉課 健康課 こども課
2	相談体制の強化	海津市発達支援センター「くるみ」、障がい児通園訓練施設等と保育所・幼稚園・認定こども園との連携を強化し、発達障がい等に対する相談体制を強化します。	社会福祉課 こども課

② 保育・教育の充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
3	障がい児保育の充実	各保育所で障がい児や発達上気になる幼児を受け入れ、一人一人のニーズに応じた適切な支援が行えるよう、受け入れ意識の高揚、保育・教育内容・技術の研修、職員など人員の充実、施設の充実などにつとめます。	こども課

基本施策2 地域における子どもの居場所づくりの推進

- ・共働き家庭等の増加に伴い、放課後等に留守家庭となる子どもの安全・安心な居場所づくりを進めるうえで、多様なニーズに対応した放課後児童対策の展開につとめます。

方向性と主な取り組み

① 放課後児童対策の充実

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	留守家庭児童教室（放課後児童クラブ）の充実	小学校5年生以上の児童を受け入れるなど、ニーズに応じたサービス内容の充実につとめます。おおむね40人以上の利用児童となる教室については、支援の単位（グループ）を分けて支援します。	こども課
2	障がい児の放課後対策の推進	障がいのある小中高生の放課後対策事業である「障がい児タイムケア事業」を継続して進めます。	社会福祉課
3	NPO等による子どもの居場所づくりへの支援	NPO等多様な主体による放課後児童の居場所づくりに対して、積極的に啓発・支援につとめます。	こども課

基本施策3 人口減少に対応した施設の適正配置

- ・幼児期は、人間の基礎を培ううえで重要な時期であることから、より良い保育・教育環境の整備や魅力ある就学前教育・保育を実現するため、保育所・幼稚園・認定こども園の適正規模の推進と配置の検討をしていきます。

方向性と主な取り組み

① 教育・保育施設の適正配置の検討

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	幼児教育・保育検討委員会の推進	休園している城山幼稚園の今後のあり方、人口減少に対応した市内全域における教育・保育施設の統廃合による適正配置の検討を進めます。	こども課

基本目標Ⅳ 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

- 近年、本市においても、女性の就労率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭において共働きが増えています。また、変則的な勤務に応じた保育や急な用事や育児疲れ解消などを目的とした保育などニーズも多様化しており、それらに柔軟に対応した保育サービスの提供が求められています。
- また、喜びや楽しみをもって子育てするためには、社会全体で子育てを支援することはもとより、子育ての場の基本である家庭において、男女が互いによきパートナーとして、家事・育児をともに担い合うことが望まれます。そのためには、性別によって役割を固定化してしまう社会通念を見直し、人生の各段階に応じて男女ともに多様な働き方を選択できるような社会をめざすことが大切です。
- 社会や家庭で男女の固定的役割分担意識にとらわれることなく、役割と責任を分担して働くことの大切さを、個人だけでなく社会や企業が理解していくことも重要です。

以上のことから、本計画期間において次の「施策」を進めます。

- (1) 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援
- (2) 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

基本施策 1 安心して妊娠・出産し子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備への支援

- ・子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、育児休業制度の普及・定着を促進するとともに、労働条件の改善、働き方の見直しについて事業主への啓発につとめます。

方向性と主な取り組み

① 市内事業所の子育てを応援する取り組みの促進

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	事業所での子育てを応援する気運の醸成	市内事業所が、法定基準を上回る福利厚生の取り組みなどを行うことを「ファミリー・フレンドリー企業表彰」、「次世代認定マーク（くるみん）の取得促進」などで国・県とともに支援していきます。また、子育て家庭を買い物ポイントなどで支援する「ぎふっ子カード」の普及につとめます。	こども課

基本施策 2 家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

- ・男女の固定的な役割分担意識の是正や社会慣習の解消・改善を啓発し、男女共同参画による子育てを促進します。
- ・男女が社会のあらゆる場で同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

方向性と主な取り組み

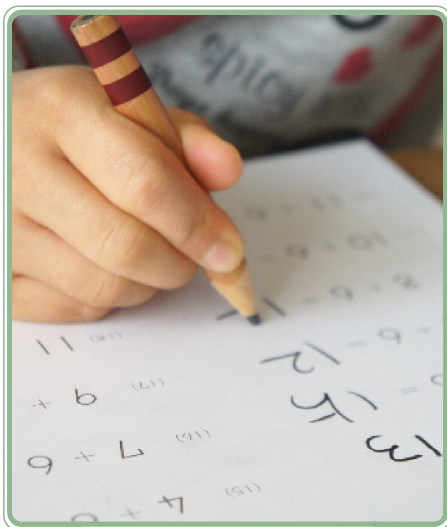
① 男女共同参画社会づくりの推進

No	主な取り組み	取り組み内容	関係課
1	男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向けて、海津市男女共同参画プランの確実な実行を推進します。	全課

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。



今後の子どもの数の増減を踏まえて保育ニーズに対応していくには、広域での調整を図っていくことが求められます。

本市では、行政区1圏域を教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

（1）「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令第 27 条)	新制度における「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則第 1 条)
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること ①昼間労働することを常態としていること（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること（その他）	○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 ①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ・起業準備を含む ⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。原則的な保育時間（8 時間）に相当）の 2 区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2 歳児	3 号認定	保育標準時間利用（11 時間）	—	
		保育短時間利用（8 時間）		
3～5 歳児	2 号認定	保育標準時間利用（11 時間）	1 号認定	教育標準時間利用 （4 時間以上）
		保育短時間利用（8 時間）		

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 48時間以上	48時間未満	
父親	ひとり親	タイプA					
	フルタイム就労 (産休・育休含む)		タイプB	タイプC	タイプC'		
	パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD
		120時間未満 48時間以上					
		48時間未満	タイプC'				
	未就労			タイプD			タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目があります ●●●●●●●●

下記の 1～11 事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業 (認定区分)			事業の対象家庭	調査対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ 希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育所		ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定		

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	事業の対象家庭	調査対象年齢
4	時間外保育事業（保育所延長保育）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～3年生 4～6年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ） （トワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
7	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
8	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭	3～5歳
9	一時預かり事業 （その他）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
10	病児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
11	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭	0～5歳 1～3年生 4～6年生

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わって保育を実施します。

この他に、幼稚園・保育所の機能を備え、就学前の教育・保育・子育て支援サービスを総合的・一体的に提供する認定こども園があります。

【現状】

(単位:人)

		平成 26 年度 (4 月 1 日現在)				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外		
(参考) 児童数		832			473	206
定員		280	1,100 (20)			
充足率		100%	100%	100%	100%	100%
定員	幼稚園	140	—			
	認可保育所	—	810			
	認定こども園	140	290			

※教育希望が強い児童数は、25 年度幼稚園利用者数()書き。

【今後の方向性】

0 歳～2 歳においては、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、特に育休明けの1 歳は年度途中のニーズに対応できるように確保する必要があります。

1、2 歳児の保育ニーズについては、今後増加する可能性もありますが、3～5 歳児の減少により全体定員に余裕が生まれることや定員の弾力的運用による受け入れでニーズ対応が可能と思われます。また、低年齢児の保育に対応するため、必要に応じて未満児用トイレの整備など既存施設の改修等につとめていきます。

3～5 歳児の保育ニーズは現行の公立・私立保育所保育及び認定子ども園長時部の定員で確保できます。

2号認定の子どもの幼稚園への通園が一定数見込まれますが、現行の幼稚園及び認定こども園短時部の合計定員数の上限は 280 人であり、受け入れ可能です。

また、幼稚園での「預かり保育」が未実施であることから、幼稚園での預かり保育ニーズに対応していきます。

(2) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●

【平成 27 年度】（単位：人）

		平成 27 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1 ・ 2 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
（参考）児童数推計		729		464	186	
需要率（3号にあつては保育利用率）		93.3%		59.9%	30.6%	
ニーズ量の見込み		121	25	534	273	52
提供量（確保方策）		300	705		278	57
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	300	705		278	57
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		300	705		278	57
過不足分（提供量－ニーズ量）		179	146		5	5

【平成 28 年度】（単位：人）

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
（参考）児童数推計		711		456	176	
需要率（3 号にあつては保育利用率）		93.2%		58.7%	32.4%	
ニーズ量の見込み		118	25	520	268	50
提供量（確保方策）		355	645		268	57
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	355	645		268	57
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設			—		—	—
提供量合計		355	645		268	57
過不足分（提供量－ニーズ量）		237	100		0	7

【平成 29 年度】（単位：人）

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
（参考）児童数推計		693		448	166	
需要率（3 号にあつては保育利用率）		93.2%		59.8%	34.3%	
ニーズ量の見込み		115	24	507	264	47
提供量（確保方策）		355	645		268	57
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	355	645		268	57
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—		—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—		—	—
認可外保育施設		—	—		—	—
提供量合計		355	645		268	57
過不足分（提供量－ニーズ量）		240	114		4	10

【平成 30 年度】（単位：人）

平成 30 年度					
		1 号	2 号		3 号
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要 0 歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外	
（参考）児童数推計		675		440	156
需要率（3 号にあつては保育利用率）		93.2%		60.9%	36.5%
ニーズ量の見込み		112	23	494	259 44
提供量（確保方策）		355	645		268 57
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	355	645		268 57
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—		— —
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—		— —
認可外保育施設		—	—		— —
提供量合計		355	645		268 57
過不足分（提供量－ニーズ量）		243	128		9 13

【平成 31 年度】（単位：人）

平成 31 年度					
		1 号	2 号		3 号
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要 0 歳保育が必要
			教育希望が強い	左記以外	
（参考）児童数推計		657		432	146
需要率（3 号にあつては保育利用率）		93.3%		62.0%	39.0%
ニーズ量の見込み		109	23	481	254 41
提供量（確保方策）		355	645		268 57
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	355	645		268 57
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	—	—		— —
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—		— —
認可外保育施設		—	—		— —
提供量合計		355	645		268 57
過不足分（提供量－ニーズ量）		246	141		14 16

※「保育利用率の目標値」については、各年度とも「保育利用率」と同率とします。

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状】

現状は、市内の認可保育所 12 園で 19 時までの保育の受入れを行っています。

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	—	—	195	174	143
実 施 箇 所 数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

【今後の方向性】

量の見込み人数は現状を上回らないことから、既存の保育施設でニーズの確保は可能です。したがって、今後利用者のニーズを注視しながら事業の充実を図っていきます。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	21	21	20	20	19
実 施 箇 所 数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所
提 供 量 (確 保 方 策)	180	180	180	180	180
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	159	159	160	160	161

(2) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童教室事業） ●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員等の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【現状】

平成 26 年度で 10 教室、4 月初登録児童数は 301 人となっています。

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
4 月初登録児童数	303	266	291	326	292	301
箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

【今後の方向性】

全市的な留守家庭児童教室の利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休みなどの学校休業日においては一時的に利用者が増加することから、留守家庭児童教室の支援員等の充実、余裕教室等の更なる活用を図り対応していきます。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1～3 年生 196	191	186	181	176
	4～3 年生 90	87	84	81	78
	計 286	計 278	計 270	計 262	計 254
実施箇所数	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所
提 供 量 (確保方策)	425	425	425	425	425
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	139	147	155	163	171

[illegible]

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

市内の子育て支援センター10 か所で実施しています。

(单位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	9,671	10,259	11,930	10,488	8,894
実施箇所数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所

【今後の方向性】

利用ニーズ量は、現状のおよそ2倍と多くなっていますが、市内には地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）が10か所あり、年間30,000人程度までは現在のままで対応可能と思われます。

今後も引き続き、地域の身近なところで子育て相談や仲間づくりができる場として運営の質的向上を図っていきます。

(单位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	21,294	20,704	20,115	19,525	18,935
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
提 供 量	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	8,706	9,296	9,885	10,475	11,065

(5) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業(預かり保育事業) ●●

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて希望する者を対象に実施する事業です。

【現状】

実施していません。

【今後の方向性】

1号及び2号幼稚園のニーズに応えるため、幼稚園での預かり保育事業を実施していきます。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニーズ量(1号認定による利用)	34	33	32	31	30
ニーズ量(2号認定による利用)	5,238	5,109	4,980	4,850	4,721
ニーズ量(計)	5,272	5,142	5,012	4,881	4,751
提供量 (確保方策)	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
過不足 (提供量－ニーズ量)	1,928	2,058	2,188	2,319	2,449

(6) 保育所等における未就園児を対象とした一時預かり事業 ●●●●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

平成 21 年度以降、年間最大で延べ約 1,200 人の利用となっています。

【認可保育所における一時預かりの実施状況】

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年 延 べ 利 用 者 数	1,068	1,168	1,196	967	1,166
実 施 箇 所 数	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所	12 か所

【今後の方向性】

現在 10 保育所で、合計 1 日 30 人、年間 8,700 人を受け入れることが可能な状況です。認可保育所における一時預かり事業が、現在あまり利用されていない状況であるため、一時預かり事業の更なる利用促進啓発を図る必要があります。

また、未就園児の一時預かり事業のニーズが、現在利用のおよそ6倍となっているものの、現状の利用状況から一時預かり事業の更なる拡充を図るかどうかについては、今後の利用を注視しながら検討し対応していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	7,231	7,043	6,854	6,665	6,476
提 供 量 （ 確 保 方 策 ）	8,700	8,700	8,700	8,700	8,700
過 不 足 （ 提 供 量 - ニーズ量 ）	1,469	1,657	1,846	2,035	2,224

(7) 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

利用人数は、平成 22 年度の 111 人から平成 25 年度で 208 人と倍近くに増加しています。

【認可保育所における病後児保育の実施状況】

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	22	111	100	223	208
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※平成 21 年度は設置初年度だったため、3 ヶ月程度の実施でした。

【今後の方向性】

病児病後児保育については、現状のニーズに対応できており、今後も引き続き継続実施していきます。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量 (就 学 前)	80	78	76	74	72
ニ ー ズ 量 (小 学 生)	57	55	53	52	50
ニ ー ズ 量 (計)	137	133	129	126	122
実 施 箇 所 数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提 供 量 (確 保 方 策)	210	210	210	210	210
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	73	77	81	84	88

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児童のみ） ●●●●●●●●

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状】

実施していません。

【今後の方向性】

利用ニーズ量を踏まえながら事業実施の有無について検討し必要に応じて実施していきます。

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1,450	1,409	1,369	1,328	1,288
実 施 箇 所 数	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
提 供 量 （ 確 保 方 策 ）	0	0	0	1,800	1,800
過 不 足 （ 提供量－ニーズ量 ）	△1,450	△1,409	△1,369	472	512

[illegible]

【事業概要】

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している人がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような必要な支援を行うことを目的とします。

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて的確な情報の収集・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等につとめます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【現状】

実施していません。

【今後の方向性】

市窓口及び子育て支援センター等に専門人材を配置し、子どもや保護者または妊娠している人が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう支援を行います。

そのための情報収集を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(10) 妊婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

市内に住民票のある妊婦に対し、委託契約医療機関等での妊婦健診 14 回分の費用のうち、妊婦検診受診票対象内容に対して助成しています。妊婦健診に係る費用を助成することで妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促し、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を図っています。

このため、出生者数のうち出生時体重が 2,000 g 以上で生まれた子どもの割合が、平成 25 年度で 98.5%と高い成果を上げています。

(单位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
助 成 者 数	236	262	273	234	200

【今後の方向性】

妊娠期の経済的負担を軽減し、適正な時期に定期的な受診がされるよう促すことにより、異常の早期発見・早期治療及び精神的不安の解消を目指していきます。

(单位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	200	200	200	190	190
提 供 量 (確 保 方 策)	200	200	200	190	190
実 施 体 制	市内に住民票のある妊婦に対し、委託契約医療機関での妊婦健診に係る費用の助成を実施します。なお、委託契約医療機関外での妊婦検診についても、償還により費用の助成を引き続き実施します。				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

少子化や核家族化により、周りに相談をする事ができずに子育ての仕方や子どもの成長・発達に不安を感じる保護者が増えていることから、各専門職による家庭訪問、相談などによる正しい知識の普及と楽しく子育てができるための助言、ネットワークづくりなど母子保健事業の充実が課題となっています。

- ・家庭訪問が主活動であるため、推進員の活動自体を受け入れ拒否される家庭もあり、母子保健推進員並びに活動についてのPRが必要です。
- ・実施率は、平成25年度で90%となっています。

(単位:人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪 問 数	240	239	240	224	190

【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問につとめていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	186	180	180	175	175
提 供 量 (確 保 方 策)	186	180	180	175	175
実 施 体 制	生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を、母子保健推進員又は保健師が訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。				

(12) 養育支援訪問事業等

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう事業です。

また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【現状】

養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施しています。

- ・ 産褥期の母子に対する育児支援等の援助
- ・ 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
- ・ 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・ 若年の養育者に対する育児相談・指導

等

(単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 件 数	614	827	769	715	796

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業等で養育に関する支援が必要と判断される家庭に継続的に訪問し、指導・助言を行うことにより、適切な養育の実施が確保されるよう支援して行きます。

(単位:人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	645	645	640	640	635
提 供 量 (確 保 方 策)	645	645	640	640	635
実 施 体 制	児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、希望される家庭に保健師の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。				

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状】

実施していません。

【今後の方向性】

実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助等を検討し必要に応じて実施します。

● ● ● ●

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現状】

実施していません。

【今後の方向性】

多様な主体が本制度に円滑に参入することができるよう、新規事業者等に対する支援、相談・助言等を進めていくことを検討します。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「海津市子ども・子育て会議」において施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて必要な改善や充実を図るものとしています。



なお、5章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら翌年度の事業展開に活かしていくものとしています。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるものだけではなく、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、①子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携、②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など専門的かつ広域的な観点からの実施が不可欠であり、県と連携し推進するとともに、県を通じて産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。



1 策定経過

開催日等	審議内容等
平成 25 年 11 月 1 日	平成 25 年度 第 1 回 海津市子ども・子育て会議 (1)「子ども・子育て支援新制度」について (2)海津市における子ども・子育て支援サービスの現状について (3)子ども・子育て支援ニーズの調査について
平成 25 年 12 月 10 日 ～12 月 24 日	子育て支援に関するアンケート調査実施 就学前児童の保護者アンケート 配布 1,196 通 回収 627 通 回収率 52.4% 小学生の保護者アンケート 配布 1,441 通 回収 775 通 回収率 53.8%
平成 26 年 3 月 19 日	平成 25 年度 第 2 回 子ども・子育て会議 (1)ニーズ調査の結果について (2)国・県内市町村の動向について (3)子ども・子育て会議スケジュールについて
平成 26 年 7 月 7 日	平成 26 年度 第 1 回 子ども・子育て会議 (1)子育て支援に関するアンケート調査結果 調査結果報告書について (2)海津市子ども子育て支援事業計画の策定方針について (3)子ども・子育て支援法で定めるべき支援事業の方向性について (4)子ども・子育て支援新制度に係る各種基準等について
平成 26 年 11 月 27 日	平成 26 年度 第 2 回 子ども・子育て会議 (1)海津市子ども・子育て支援事業計画(案)について
平成 26 年 12 月 15 日～ 平成 27 年 1 月 15 日	パブリック・コメント実施
平成 27 年 1 月 23 日	平成 26 年度 第 3 回 子ども・子育て会議 (1)海津市子ども・子育て支援事業計画(案)について (2)答申書について (3)来年度からの認定こども園・保育園・幼稚園の定数等について

2 海津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 21 日

条例第 30 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、海津市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 1 項に規定する「子ども」の保護者(法第 6 条第 2 項に規定する「保護者」をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 子ども・子育て会議は、審議のために必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(補則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命し、又は委嘱される委員の任期は、第 3 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

3 海津市子ども・子育て会議委員名簿

所 属	氏 名	職 名	備考
学識経験者	杉野 照美	元認定こども園長	会長
主任児童委員代表	河合 久美子	主任児童委員	副会長
校長会代表	細江 敦	高須小学校長	H25.10.1～ H26.3.31
	杉野 孝正		H26.4.1～ H27.3.31
子育て支援	加島 真由美	辛亥子育て支援センター所長	
子育て支援グループ	田中 由美子	NPO法人まごの手クラブ代表	
公立園長代表	伊藤 美智子	今尾認定こども園長	
私立保育園事業者代表	野寺 泰睦	駒野保育園長	
私立保育園事業者代表	近藤 晃	東江保育園長	
保育士	森川 春美	石山保育園	
幼稚園教諭	坂東 和美	下多度幼稚園	
認定こども園の保護者代表	江口 優子	石津認定こども園保護者	
幼稚園の保護者代表	大久保 麻希	下多度幼稚園保護者	
保育園の保護者代表	伊藤 くるみ	庭田保育園保護者	
保育園の保護者代表	山口 麻貴	石山保育園保護者	H25.10.1～ H26.3.31
	松井 淳子		H26.4.1～ H27.3.31
アドバイザー	今村 光章	岐阜大学教育学部教授	

4 答申書

平成27年1月23日

海津市長 松永 清彦 様

海津市子ども・子育て会議
会 長 杉野 照美

海津市子ども・子育て支援事業計画(案)について(答申)

平成26年11月27日付け、教こ第499号で諮問のありました「海津市子ども・子育て支援事業計画(案)」につきまして、おおむね適当であると認め答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記の意見に留意し最善の努力をされるよう要望します。

記

1. P.42 基本目標Ⅰ 基本施策4 子育ての悩みや不安への支援、
方向性と主な取り組み、②経済的負担の軽減「保育料等の適切な負担」

意見 2号3号認定の保育料（保育園保育料）は、1号認定の保育料（幼稚園保育料）と比べて負担感が大きく、保育所利用者が不公平感を抱きかねない。子育て支援の視点からも保育園保育料の負担の軽減に配慮されたい。

2. P.49 基本目標Ⅲ 基本施策1 配慮が必要な子どもへの支援、
方向性と主な取り組み、②保育・教育の充実「障がい児保育の充実」

意見 障がい認定の有無に関わらず、配慮が必要な子どもについては、柔軟かつ迅速に支援の有無が判定できる体制を確保し、各保育園で適切な支援が行えるよう公立保育所については人員の充実、私立保育所については人員加配補助の充実を積極的に図られたい。

5 用語解説 (50 音順)

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

ADHD (Attention Deficit Hyperactivity Disorder / 注意欠陥・多動性障害)

年齢もしくは発達に不釣り合いな注意力および衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格(特定非営利活動法人)の取得が容易になった。

LD (Learning Disability/学習障害)

基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態をさす。

【か行】

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

市、市民活動を行うもの、市民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

【さ行】

社会資源

生活する上での様々なニーズや問題の解決のために使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的・人的資源等の総称。

小規模保育

0歳～小学校入学前までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

認可外保育施設

児童福祉法第39条に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規程に基づく認可を受けていない保育施設。乳幼児の定員が6人以上の施設など、一定の条件を満たすものは市町村への届出が必要となる。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

海津市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行：海津市 教育委員会 こども課

〒503-0695

岐阜県海津市海津町高須 515 番地

電話：0584-53-1526 F A X：0584-53-1608

